第 135 回　労働政策審議会障害者雇用分科会　議事次第

１　日時

令和７年７月 14 日（月）14:00～16:00

２　場所

オンライン・対面による開催（厚生労働省 12 階　共用 14 会議室）

３　議題

（１）2024 年度の年度目標に係る評価及び 2025 年度の年度目標の設定について
（２）その他

４　資料

資料１－１　障害者雇用分科会における 2024 年度目標の評価について（案）
資料１－２　障害者雇用分科会における 2024 年度評価シート（案）
資料１－３　障害者雇用分科会における 2025 年度の年度目標（案）

参考資料１　労働政策審議会障害者雇用分科会　委員名簿
参考資料２　2024 年度目標に対する四半期毎の実績報告
参考資料３－１　令和６年度　障害者の職業紹介状況
参考資料３－２　障害者の解雇者数について（令和６年度）（第７回今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会資料再掲）
参考資料４　雇用の分野における障害者の差別禁止・合理的配慮の提供義務に係る相談等実績（令和６年度）

労働政策審議会障害者雇用分科会	
第 135 回(R7.7.14)	資料１－１

障害者雇用分科会における 2024 年度目標の評価について（案）

2024 年度の目標として障害者雇用分科会において設定した年度目標等について、当該分科会が実施した評価の結果は、概ね以下のとおりである。

（障害者雇用分科会において設定された年度目標の動向）

◎　ハローワークにおける障害者の就職件数について

〔2024 年度目標〕　2023 年度（110,756 件）以上
〔2024 年度実績〕　115,609 件

（参考①）ハローワークにおける障害者の就職率　43.1%

（参考②）ハローワークにおいて就職した障害者の６カ月定着率(※)　74.9%

（※）2023 年４月１日～2024 年３月 31 日までの期間にハローワークの職業紹介で就職したもののうち、雇用保険取得日と喪失日を元に在職月数を算出し、在職月数が６カ月以上の割合を６カ月定着率としたもの。

（分析）

○　2024 年度のハローワークにおける障害者の就職件数は 115,609 件で、前年度を 4.4%上回っている。

○　これは、

・　2024 年度の新規求職申込件数が 268,107 件で前年度を 7.5%上回る水準となるとともに、

・　障害者専用求人数の全数が 268,110 件と前年度を 1.9%上回る水準となったこと

が背景にあるものと考えられる。

○　また、こうした背景に加え、ハローワークにおいて、2024 年４月以降の法定雇用率の段階的な引上げ等への対応として障害者の雇入れ支援の更なる強化を図るため、

・　障害者雇用率未達成企業の障害者雇用に対する不安・課題等の丁寧な聞取りや、理解促進のための職場実習の受入れや支援機関の見学等を推進するとともに、

・　求人者・求職者双方の希望条件を丁寧に聞き取ることによる適格紹介や、求人・求職双方に対して希望条件の緩和を促す等による能動的なマッチング支援

等に取り組んできたことが、就職件数の増加につながったものと考えている。

○　引き続き、こうしたきめ細かなマッチング支援に取り組むとともに、障害者の職業紹介を担当する部門と事業所への指導・支援を担当する部門の連携を強化することで、企業・障害者への支援状況の相互共有等により、能動的なマッチング機能の強化を図っていく。

◎　障害者雇用率関係

①　障害者の雇用率達成企業割合 〔2024 年度目標〕　46.8%以上 〔2024 年度実績〕　調査中(2025 年６月１日時点)
②　障害者雇用ゼロ企業（2024 年６月１日時点）のうち、新たに障害者を雇用した企業（2025 年６月１日時点）の割合 〔2024 年度目標〕　15.2%以上 〔2024 年度目標〕　調査中(2025 年６月１日時点)

（分析）

○　2025 年の障害者雇用状況報告(2025 年６月１日時点)の結果を踏まえて分析する予定(2025 年の障害者雇用状況報告は年内を目途に公表する予定)。

◎　精神・発達障害者雇用サポーター支援実績

精神・発達障害者雇用サポーターによる就職支援を終了した者のうち、就職した者の割合 〔2024 年度目標〕　72.8%以上 〔2024 年度実績〕　77.8%

（分析）

○　2024 年度の精神・発達障害者雇用サポーターの就職支援を終了した者（16,044 人）のうち、就職した者（12,479 人）の割合は 77.8%となっており、2024 年度目標（72.8%）を上回った。

○　主な要因として、近年、地域の就労支援機関との連携による支援体制が整備されてきたことや、障害者の法定雇用率の引上げにより企業への支援ニーズも高まっていることを踏まえて、令和６年度より、従来の精神障害者雇用トータルサポーターと発達障害者雇用トータルサポーターに代えて、「精神・発達障害者雇用サポーター」（※）を配置し、関係機関との連携や、障害のある求職者と事業主のマッチング支援を強化し、きめ細かな支援を実施でき

たことが、就職率の増加につながったものと考えている。

○　引き続き、求職者に対して、個別相談によるきめ細かな支援を実施するとともに、事業主に対しても、障害特性の理解の促進や雇用管理のノウハウの提供、各種支援メニューの活用の提案を行うなど、受入体制の整備を通じ、精神障害者等の雇用に係る課題解決のための支援を実施していく。

（※）精神障害者及び発達障害者の障害種別に実績を把握できるように令和７年度に報告様式を改修したため、令和７年度実績より精神障害者及び発達障害者のそれぞれの実績値について把握予定。

労働政策審議会障害者雇用分科会	
第 135 回(R7.7.14)	資料１－２

（案）

障害者就労促進

項目	2024 年度目標	2024 年度実績		2023 年度目標	2023 年度実績	2022 年度目標	2022 年度実績
【ハローワークにおける障害者の就職件数】							
ハローワークにおける障害者の就職件数 （参考①）ハローワークにおける障害者の就職率（※１） （参考②）ハローワークにおいて就職した障害者の６カ月定着率（※２）	110,756 件以上	115,609 件 （参考①） 43.1% （参考②） 74.9%		103,163 件以上	110,756 件 （参考①） 44.4%	103,163 件以上	102,537 件 （参考①） 43.9%
【障害者雇用率関係】							
①障害者の雇用率達成企業割合（※３）	46.8%以上	2025 年 6 月１日時点の実績により評価		46.6%以上	46.0%（2024 年 6 月 1 日時点）	49.8%以上	50.1%（2023 年 6 月 1 日時点）
②障害者雇用ゼロ企業（2024 年６月１日時点）のうち、新たに障害者を雇用した企業	15.2%以上	2025 年 6 月１日時点の実績により評価		15.2%以上	15.3%（2024 年 6 月 1 日時点）	15.2%以上	14.2%（2023 年 6 月 1 日時点）

（2025年６月１日時点）の割合							
【精神・発達障害者雇用サポーター支援実績】							
精神・発達障害者雇用サポーターによる就職支援を終了した者のうち、就職した者の割合	72.8%以上	77.8%		―	―	―	―
精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階（※４）へ移行した者の割合	―	―		78.8%以上	84.3%	75.6%以上	83.0%
精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了し、就職に向けた次の段階	―	―		84.3%以上	86.4%	84.3%以上	86.2%

（※４）へ移行した者のうち、就職した者の割合							

（備考）

※１　就職件数／新規求職申込件数。

※２　2023 年４月１日～2024 年３月 31 日までの期間にハローワークの職業紹介で就職したもののうち、雇用保険取得日と喪失日を元に在職月数を算出し、在職月数が６カ月以上の割合を６カ月定着率としたもの。

※３　40.0 人以上（2023 年６月１日までは 43.5 人以上）規模の企業において法定雇用率を達成（注）している企業の割合。
（注）法定雇用障害者数に不足数がないこと。

※４　①就職（トライアル雇用含む）、②職業紹介ができる段階への移行、③職業訓練・職場適応訓練へのあっせん。

2024 年度目標設定における考え方

【ハローワークにおける障害者の就職件数】
2023 年度実績以上と設定。

【障害者雇用率関係】
① 障害者の雇用率達成企業割合
前々年度の実績に過去 10 か年の平均伸び率と 2024 年４月の雇用率の引上げ及び 2025 年４月の除外率引下げの影響を加味して設定。
② 障害者雇用ゼロ企業（2024 年６月１日時点）のうち、新たに障害者を雇用した企業（2025 年６月１日時点）の割合
直近３か年の実績が前年度目標を下回るため、引き続き前年度と同様の目標値を設定。

【精神・発達障害者雇用サポーター支援実績】
（精神・発達障害者雇用サポーターによる就職支援を終了した者のうち、就職した者の割合）
コロナの影響を強く受けている 2021 年度実績を除く、直近２か年分の実績の平均値以上

施策の達成状況を踏まえた評価及び今後の方針
1　ハローワークにおける障害者の就職件数 2024 年度のハローワークにおける障害者の就職件数は 115,609 件で、前年度を 4.4%上回った。 これは、 ・　2024 年度の新規求職申込件数は 115,609 件で前年度を 7.5%上回る水準となるとともに、 ・　障害者専用求人数の全数が 268,110 件と前年度を 1.9%上回る水準となったことが背景にあるものと考えられる。 また、こうした背景に加え、ハローワークにおいて、2024 年４月以降の法定雇用率の段階的な引上げ等への対応として障害者の雇入れ支援の更なる強化を図るため、 ・　障害者雇用率未達成企業の障害者雇用に対する不安･課題等の丁寧な聞き取りや、理解促進のための職場実習の受入れや支援機関の見学等を推進するとともに、 ・　求人者・求職者双方の希望条件を丁寧に聞き取ることによる適格紹介や、求人・求職双方に対して希望条件の緩和を促す等による能動的なマッチング支援 に取り組んできたこと等が就職件数の増加につながったものと考えている。 引き続き、こうしたきめ細かなマッチング支援に取り組むとともに、障害者の職業紹介を担当する部門と事業所への指導・支援を担当する部門の連携を強化することで、企業・障害者への支援状況の相互共有等により、能動的なマッチング機能の強化を図っていく。 【参考】2025 年度の目標値及び目標設定の考え方 目標値：2024 年度（115,609 件）以上 目標設定の基本的な考え方：前年度実績以上として設定 2025 年度目標設定の考え方： 2024 年度実績を踏まえて設定 【 過去３か年の実績】2022 年度実績 102,537 件、 2023 年度実績 110,756 件、 2024 年度実績 115,609 件

【参考１】新規求職申込件数、障害者専用求人、就職件数の年度比較

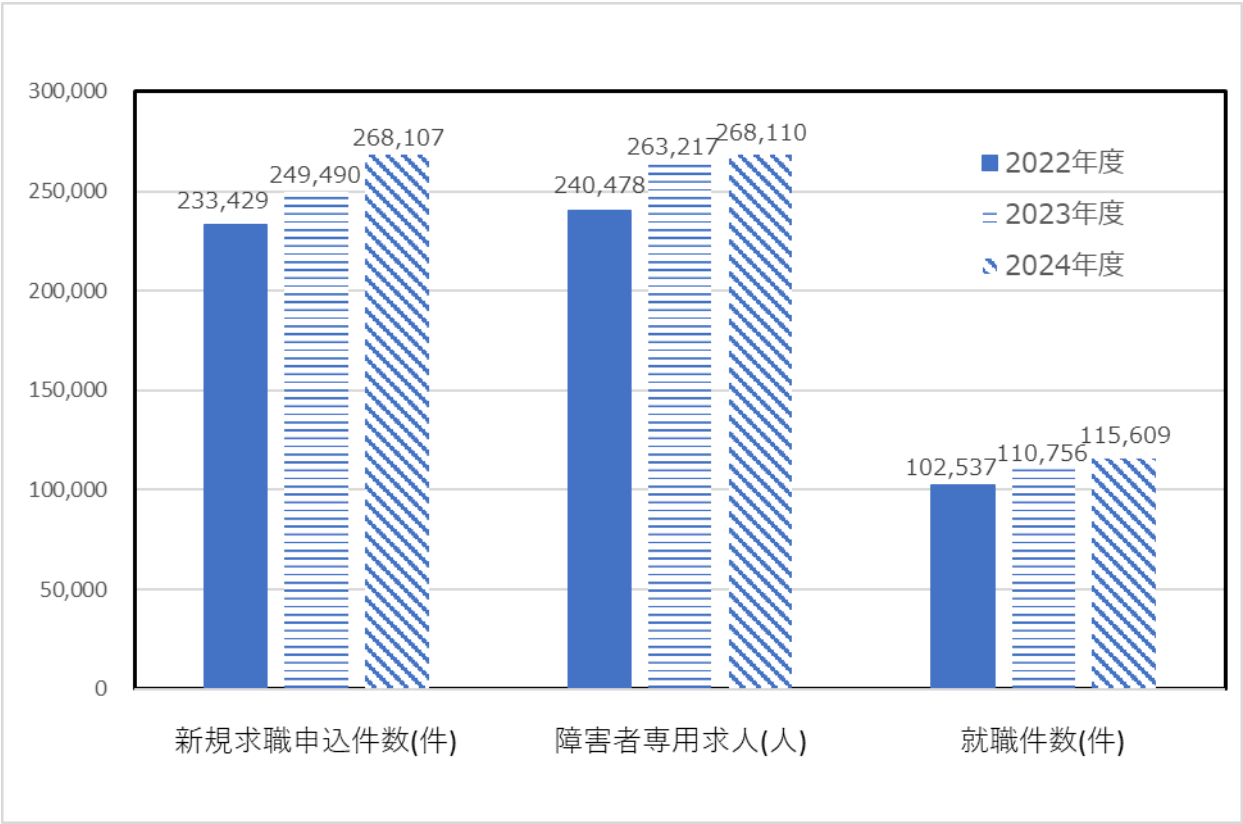

【参考２】産業別障害者専用求人数

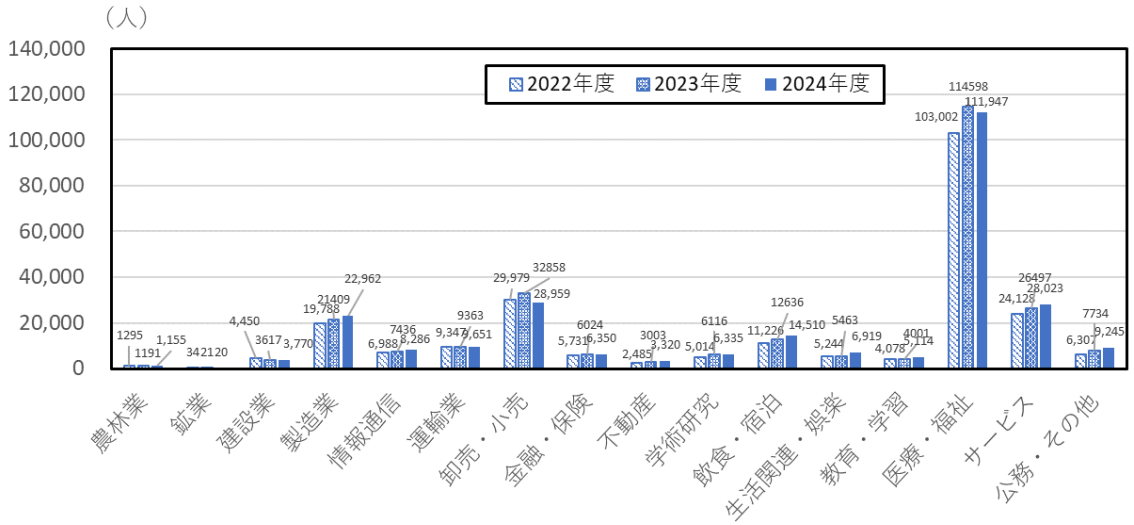

【参考３】職種別障害者専用求人数

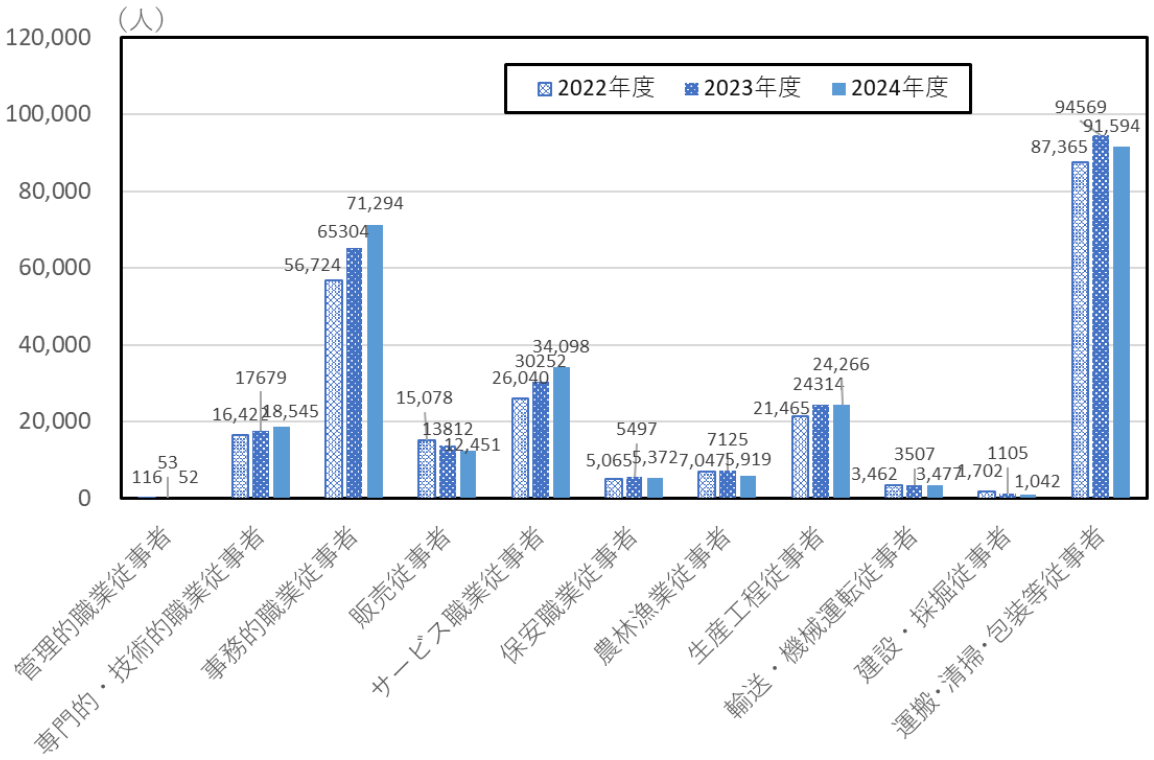

【参考４】2024 年度のハローワークにおける障害の種類別・部位別の新規求職申込件数・就職件数・就職率について

			新規求職申込件数（①）		就職件数（②）		就職率（②／①）	
			（件）	前年度比（%）	（件）	前年度比（%）	（%）	前年度差（pt）
障害者計			268,107	7.5	115,609	4.4	43.1	▲1.3
身体障害者計			60,252	1.8	22,704	▲ 0.9	37.7	▲ 1.0
	視覚障害		4,311	0.9	1,524	▲ 8.5	35.4	▲ 3.6
	聴覚・言語障害		7,684	▲ 1.3	3,284	0.3	42.7	0.7
	肢体不自由		28,775	1.9	11,095	▲ 2.5	38.6	▲ 1.7
		上　肢	11,022	1.6	4,399	▲ 0.1	39.9	▲ 0.7
		下　肢	14,624	1.1	5,571	▲ 4.3	38.1	▲ 2.2
		体　幹	2,672	8.8	963	▲ 2.7	36.0	▲ 4.3
		脳病変（※）	457	▲ 4.4	162	▲ 3.0	35.4	0.5
	内部障害		18,419	2.2	6,496	2.1	35.3	0.0
知的障害者			40,385	7.7	22,449	1.1	55.6	▲ 3.6
精神障害者			153,223	11.1	65,518	8.1	42.8	▲ 1.1
その他の障害者			14,247	▲4.0	4,938	▲2.1	34.7	0.7

※「脳病変」とは、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を指す。

※「その他の障害者」とは、障害者手帳を所持する身体障害者・知的障害者・精神障害者以外の障害者をいい、具体的には、障害者手帳を所持しない発達障害者、難病疾患、高次脳機能障害者など。

【参考５】ハローワークにおける一般職業紹介等状況

	2024 年度実績	対 2023 年度比
就職件数（件）	1,143,640	▲5.3
新規求職申込件数（件）	4,408,663	▲2.1
新規求人数（人）	9,952,115	▲3.1

２　障害者雇用率関係

2024 年度の目標の達成状況が現時点では明らかではないが、2024 年６月１日現在で、雇用率未達成企業が約半数を占めること及び雇用率未達成企業のうち障害者雇用ゼロ企業が約６割あることに加え、2024 年４月１日の法定雇用率引上げ及び 2025 年４月１日の除外率の引下げにより、新たに雇用義務が発生した企業があることから、引き続き、これらの企業に対して丁寧な指導を行い、障害者雇用への理解を進める必要がある。

特に、障害者雇用ゼロ企業等に対しては、企業ごとのニーズに沿って支援計画を作成し、採用前から採用後の定着支援までを一貫して支援する「企業向けチーム支援」を引き続き実施する。加えて、従前の未達成企業に対する支援のみならず、新たに法定雇用率の引上げ等により法定雇用率未達成となることが見込まれる企業や、障害者雇用率を達成しつつも、障害者の雇入れや職場定着に不安のある企業等についても「企業向けチーム支援」により支援をすることで、引き続き障害者雇用の促進を図る。

さらに、2024 年４月より創設された障害者雇用相談援助事業（都道府県労働局長の認定を受けた事業者が障害者雇用の経験やノウハウが不足する雇用率未達成企業等に対して、雇入れやその雇用継続を図るための雇用管理に関する相談援助を実施する事業）についても周知を図り、支援する側の認定事業者・支援を受ける側の利用事業主双方の増加につなげ、障害者雇用を促進する。

【参考】2025 年度の目標値及び目標設定の考え方

①　障害者の雇用率達成企業割合

目標値：45.9%

目標設定の基本的な考え方：前々年度の実績に過去 10 か年分の平均伸び率を加味して設定

2025 年度目標設定の考え方：前々年度の実績に過去 10 か年の平均伸び率と 2025 年４月の除外率引下げの影響を加味して設定

※　雇用率に関する取扱いの変更がなされた 2011 年、2013 年、2018 年、2021 年及び 2024 年を除いた過去 10 か年分（2010 年～2023 年）の平均伸び率（＋1.6pt 増）及び 2025 年度に実施された除外率 10pt の引下げによる影響（1.7pt 減（H23 年の除外率 10pt 引下げの影響が 1.7pt 減であったことを踏まえ設定））を加味して設定。

【過去３か年実績】2021 年度実績 48.3%、2022 年度実績 50.1%、2023 年度実績 46.0%

②　障害者雇用ゼロ企業のうち、新たに障害者を雇用した企業の割合

目標値：15.2%以上

目標設定の基本的な考え方：直近３か年の実績の平均値以上として設定

2025 年度目標設定の考え方：直近３か年の実績平均が前年度目標を下回るため、前

年度と同様。
※ 参考値：2017 年度実績 16.0%、2018 年度実績 15.9%、
2019 年度実績 13.8%（３か年平均 15.2%）
【過去３か年実績等】2021 年度実績 13.7%、2022 年度実績 14.2%、
2023 年度実績 15.3%、３か年平均は 14.4%

３　精神・発達障害者雇用サポーター支援実績

2024 年度に精神・発達障害者雇用サポーターの就職支援を終了した者（16,053 人）のうち、就職した者（12,479 人）の割合は 77.8%となっており、2024 年度目標（72.8%）を上回って推移している。

主な要因として、近年、地域の就労支援機関との連携による支援体制が整備されてきたことや、障害者の法定雇用率の引上げにより企業への支援ニーズも高まっていることを踏まえて、令和６年度より、従来の精神障害者雇用トータルサポーターと発達障害者雇用トータルサポーターに代えて、「精神・発達障害者雇用サポーター」を配置し、関係機関との連携や、障害のある求職者と事業主のマッチング支援を強化し、きめ細かな支援を実施できたことが、就職率の増加につながったものと考えている。

引き続き、求職者に対して、個別相談によるきめ細かな支援を実施するとともに、事業主に対しても、障害特性の理解の促進や雇用管理のノウハウの提供、各種支援メニューの活用の提案を行うなど、受入体制の整備を通じ、精神障害者等の雇用に係る課題解決のための支援を実施していく。

【参考】
2025 年度の目標
精神・発達障害者雇用サポーターによる就職支援を終了した者のうち、就職した者の割合
目標値：75.6%以上
2025 年度目標設定の考え方：2024 年度より精神・発達障害者雇用サポーターが配置された一方、同年には法定雇用率の引上げがあったことも踏まえ、2023 年度及び 2024 年度の直近２か年分の実績の平均値以上

【過去２か年実績等】
2023 年度実績 73.5%、2024 年度実績　77.8%。
２か年平均 は 75.6%。
※精神・発達障害者雇用サポーターは 2024 年度以降の新官職であるため、2023 年度まで精神・発達障害者の支援を行っていた精神障害者雇用トータルサポーター及び発達障害者雇用トータルサポーターの支援終了者と就職者数を合算して過去の実績を算出し、目標を設定。

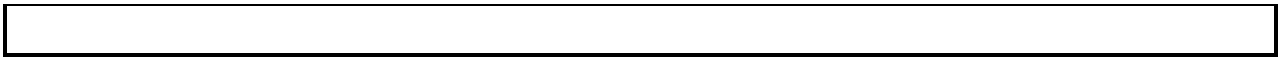

障害者雇用分科会における2025年度の年度目標（案）

労働政策審議会障害者雇用分科会	
第135回（R7.7.14）	資料１－３

年度目標項目	2024年度の年度目標	2024年度の年度実績	2025年度の年度目標（案）	データの出所
ハローワークにおける 障害者の就職件数	110,756件以上	115,609件	115,609件以上	職業安定業務統計
【障害者雇用率関係】 ①障害者の雇用率達成企業割合 ②障害者雇用ゼロ企業のうち、新たに障害者を雇用した企業の割合	①46.8%以上 ②15.2%以上（※） ※障害者雇用ゼロ企業（2024年６月１日時点）のうち、新たに障害者を雇用した企業（2025年６月１日時点）の割合	①調査中 （2025年6月1日時点） ②調査中 （2025年6月1日時点）	① 45.9%以上 ② 15.2%以上（※） ※障害者雇用ゼロ企業（2025年６月１日時点）のうち、新たに障害者を雇用した企業（2026年６月１日時点）の割合	障害者雇用状況報告
【精神・発達障害者雇用サポーター支援実績】 精神・発達障害者雇用サポーターによる就職支援を終了した者のうち、就職した者の割合	72.8%以上	77.8%	精神・発達障害者雇用サポーターによる就職支援を終了した者のうち、就職した者の割合 75.6%以上	精神・発達障害者雇用サポーター支援状況報告

【参考】障害者雇用分科会における2025年度の年度目標（案）の考え方

年度目標項目	2025年度の年度目標（案）	年度目標（案）の考え方
ハローワークにおける 障害者の就職件数	115,609件以上	目標設定の基本的な考え方：前年度実績以上として設定 目標（案）：2024年度実績以上 【過去３か年の実績】2022年度実績102,537件、2023年度実績110,756件、2024年度実績115,609件
【障害者雇用率関係】 ①障害者の雇用率達成企業割合	①45.9%以上	目標設定の基本的な考え方：前々年度の実績に過去10か年分の平均伸び率を加味して設定 目標（案）：前々年度の実績に過去10か年の平均伸び率と2025年４月の除外率引下げの影響を加味して設定 ※雇用率に関する取扱いの変更がなされた2011年、2013年、2018年、2021年及び2024年を除いた過去10か年分（2010年～2023年）の平均伸び率（＋1.6pt増）及び2025年度に実施された除外率10ptの引下げによる影響（1.7pt減（H23年の除外率10pt引下げの影響が1.7pt減であったことを踏まえ設定））を加味して設定 【過去3か年の実績】2021年度実績48.3%、2022年度実績50.1%、2023年度実績46.0%
②障害者雇用ゼロ企業のうち、新たに障害者を雇用した企業の割合	②15.2%以上	目標設定の基本的な考え方：直近3か年の実績の平均値以上として設定 目標（案）：直近3か年の実績平均が前年度目標を下回るため、前年度と同様 【過去3か年の実績】2021年度実績13.7%、2022年度実績14.2%、2023年度実績は15.3%。3か年平均は14.4%
【精神・発達障害者雇用サポーター支援実績】 精神・発達障害者雇用サポーターによる就職支援を終了した者のうち、就職した者の割合	75.6%以上	目標設定の基本的な考え方：直近3か年の実績の平均値以上として設定 2025年度目標設定の考え方：2024年度より精神・発達障害者雇用サポーターが配置された一方、同年には法定雇用率の引上げがあったことも踏まえ、2023年度および2024年度の直近2か年分の実績の平均値以上 目標（案）：2023年度および2024年度の直近2か年の実績の平均値以上 【過去2か年実績】2023年度実績73.5%、2024年度実績77.8%。2か年平均は75.6%

労働政策審議会障害者雇用分科会	
第 135 回(R7.7.14)	参考資料１

労働政策審議会障害者雇用分科会　委員名簿

令和７年６月 25 日現在

（公益代表）

大井（おおい）　方子（まさこ）	高知県立大学文化学部教授
影山（かげやま）　摩子弥（まこや）	横浜市立大学都市社会文化研究科名誉教授
倉知（くらち）　延章（のぶあき）	九州産業大学人間科学部名誉教授
田中（たなか）　克俊（かつとし）	北里大学大学院医療系研究科産業精神保健学教授
山川（やまかわ）　隆一（りゅういち）	明治大学法学部教授
渡邊（わたなべ）　絹子（きぬこ）	筑波大学ビジネスサイエンス系准教授

（労働者代表）

大喜多（おおきた）　輝彦（てるひこ）	サービス・ツーリズム産業労働組合連合会副会長
河崎（かわさき）　智文（ちふみ）	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会政策部門社会政策担当専門部長
冨高（とみたか）　裕子（ゆうこ）	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
藤川（ふじかわ）　大輔（だいすけ）	全日本自動車産業労働組合総連合会副事務局長
門﨑（もんざき）　正樹（まさき）	全日本自治団体労働組合総合政治政策局社会福祉局長

（使用者代表）

清田（きよた）　素弘（もとひろ）	日本商工会議所産業政策第二部担当部長
新田（にった）　秀司（ひでし）	（一社）日本経済団体連合会労働政策本部長
松永（まつなが）　恭興（やすおき）	(株)日立製作所人財統括本部人事勤労本部長兼エンプロイーリレーション部長
美堂（みどう）　梓（あずさ）	富士通(株)ＣＨＲＯ室シニアマネージャー（人権・活躍支援（DE&I）担当）
山口（やまぐち）　高広（たかひろ）	愛知県中小企業団体中央会会長、株式会社アトラスジャパン代表取締役社長

（障害者代表）

大谷（おおたに）　喜博（よしひろ）	全国手をつなぐ育成会連合会副会長
岡本（おかもと）　敏美（としみ）	（社福）日本身体障害者団体連合会副会長
新銀（しんぎん）　輝子（てるこ）	(公社)全国精神保健福祉会連合会理事
田中（たなか）　伸明（のぶあき）	(社福)日本視覚障害者団体連合副会長

（五十音順、敬称略）

障害者雇用分科会における2024年度の年度目標に対する四半期毎の実績について

労働政策審議会障害者雇用分科会	
第135回(R7.7.14)	参考資料2

年度目標項目	2024年度の年度目標	2024年度実績					
			2024年４月から６月まで	2024年７月から９月まで	2024年10月から12月まで	2025年１月から３月まで	データの出所
ハローワークにおける 障害者の就職件数	110,756件以上	115,609件	33,463件	25,645件	28,400件	28,101件	職業安定業務統計
【障害者雇用率関係】(※1) ①障害者の雇用率達成 企業割合	①46.8%以上						障害者雇用状況報告
【障害者雇用率関係】(※1) ②障害者雇用ゼロ企業の うち、新たに障害者を雇用 した企業の割合	②15.2%以上(※2)						障害者雇用状況報告
精神・発達障害者雇用サポーターによる就職支援を終了した者のうち、就職した者の割合	72.8%以上	77.8%	79.5%	79.9%(※3)	78.3%(※4)	74.2%	精神・発達障害者雇用 サポーター支援状況報告

※1　障害者雇用率関係の指標は、翌年６月１日時点の障害者雇用状況報告の結果によるため、この表においては記載しない。

※2　2024年度の目標は、2024年６月１日時点における障害者雇用ゼロ企業のうち、2025年６月１日時点において新たに障害者を雇用した企業の割合。

※3　データを再集計したことに伴い、2024年９月12日時点の報告から修正。

※4　データを再集計したことに伴い、2024年12月10日時点の報告から修正。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

報道関係者　各位

令和７年６月 25 日
【照会先】
職業安定局　障害者雇用対策課
課　長　西澤　栄晃
主任障害者雇用専門官　渡部　幸一郎
課長補佐　武田　和也
（代表電話）03（5253）1111（内線 5857、5301）
（直通電話）03（3502）6775

令和６年度ハローワークを通じた障害者の職業紹介状況などを公表します

～ 障害者の就職件数が２年連続で過去最高を更新 ～

厚生労働省は、令和６年度のハローワークを通じた障害者の職業紹介状況などを取りまとめましたので、公表します。

【ポイント】

- 新規求職申込件数・就職件数
  新規求職申込件数は 268,107 件（対前年度比 7.5%増）、就職件数は 115,609 件（対前年度比 4.4%増）となり、ともに過去最高だった令和５年度実績を上回った。

- 就職率（就職件数／新規求職申込件数）
  就職率は 43.1%で、対前年度差 1.3 ポイント減となった。

	就職件数（件）	対前年度差（比）	就職率（%）（対前年度差）
身体障害者	22,704	208 件減（0.9%減）	37.7（1.0 ポイント減）
知的障害者	22,449	248 件増（1.1%増）	55.6（3.6 ポイント減）
精神障害者	65,518	4,920 件増（8.1%増）	42.8（1.1 ポイント減）
その他の障害者（※）	4,938	107 件減（2.1%減）	34.7（0.7 ポイント増）
合　計	115,609	4,853 件増（4.4%増）	43.1（1.3 ポイント減）

※「その他の障害者」とは、身体障害者・知的障害者・精神障害者以外の障害者をいい、具体的には、障害者手帳を所持しない発達障害者、難病患者、高次脳機能障害者など。

- 就職件数の増加要因

  前年度に引き続き新規求職申込件数が増加するとともに、法定雇用率の引き上げ等の影響で障害者雇用に取り組む企業が増えたこと等により、求人数が増加したことが影響しているものと考えられる。

- **解雇者数（ハローワークに届け出のあったもの）**

  ハローワークに届け出のあった障害者の解雇者数は 9,312 人（前年度 2,407 人）となり、解雇者数が過去最高だった平成 13 年度実績（4,017 人）を上回った。

ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

１．概 況

	①新規求職申込件数		②有効求職者数		③就職件数		④就職率（③／①）	
	（件）	前年度比（%）	（人）	前年度比（%）	（件）	前年度比（%）	（%）	前年度差（ポイント）
平成26年度	179,222	5.7	218,913	5.3	84,602	8.6	47.2	1.3
27年度	187,198	4.5	231,066	5.6	90,191	6.6	48.2	1.0
28年度	191,853	2.5	240,744	4.2	93,229	3.4	48.6	0.4
29年度	202,143	5.4	255,612	6.2	97,814	4.9	48.4	△ 0.2
30年度	211,271	4.5	272,481	6.6	102,318	4.6	48.4	0.0
令和元年度	223,223	5.7	300,512	10.3	103,163	0.8	46.2	△ 2.2
２年度	211,923	△ 5.1	331,260	10.2	89,840	△12.9	42.4	△ 3.8
３年度	223,971	5.7	358,539	8.2	96,180	7.1	42.9	0.5
４年度	233,429	4.2	382,100	6.6	102,537	6.6	43.9	1.0
５年度	249,490	6.9	406,591	6.4	110,756	8.0	44.4	0.5
６年度	268,107	7.5	390,799	△ 3.9	115,609	4.4	43.1	△ 1.3

（注） 表中の「①新規求職申込件数」の令和３年度以降の数値には、令和３年９月より開始されたハローワークインターネットサービスにより新規求職申込を行った者（同月中に来所した者を除く）の件数（オンライン新規求職申込件数：令和3年度2,864件，令和4年度6,211件、令和５年度6,623件、６年度7,449件）は計上していない。（次頁以降も同じ）

（注） 表中の「②有効求職者」の令和３年度以降の数値には、オンライン新規求職申込後も来所せずに求職活動を行う者（オンライン登録者の有効求職者数：令和3年度1,424人，令和4年度1,429人、令和５年度1,675人、６年度1,733人）は計上していない。（次頁以降も同じ）

（注） 表中の「③就職件数」には、ハローワークインターネットサービスのオンライン自主応募（ハローワークの職業紹介を経ずに直接応募できる機能を利用したこと）による就職件数は計上していない。（次頁以降も同じ）

（新規求職申込件数及び就職件数の推移）

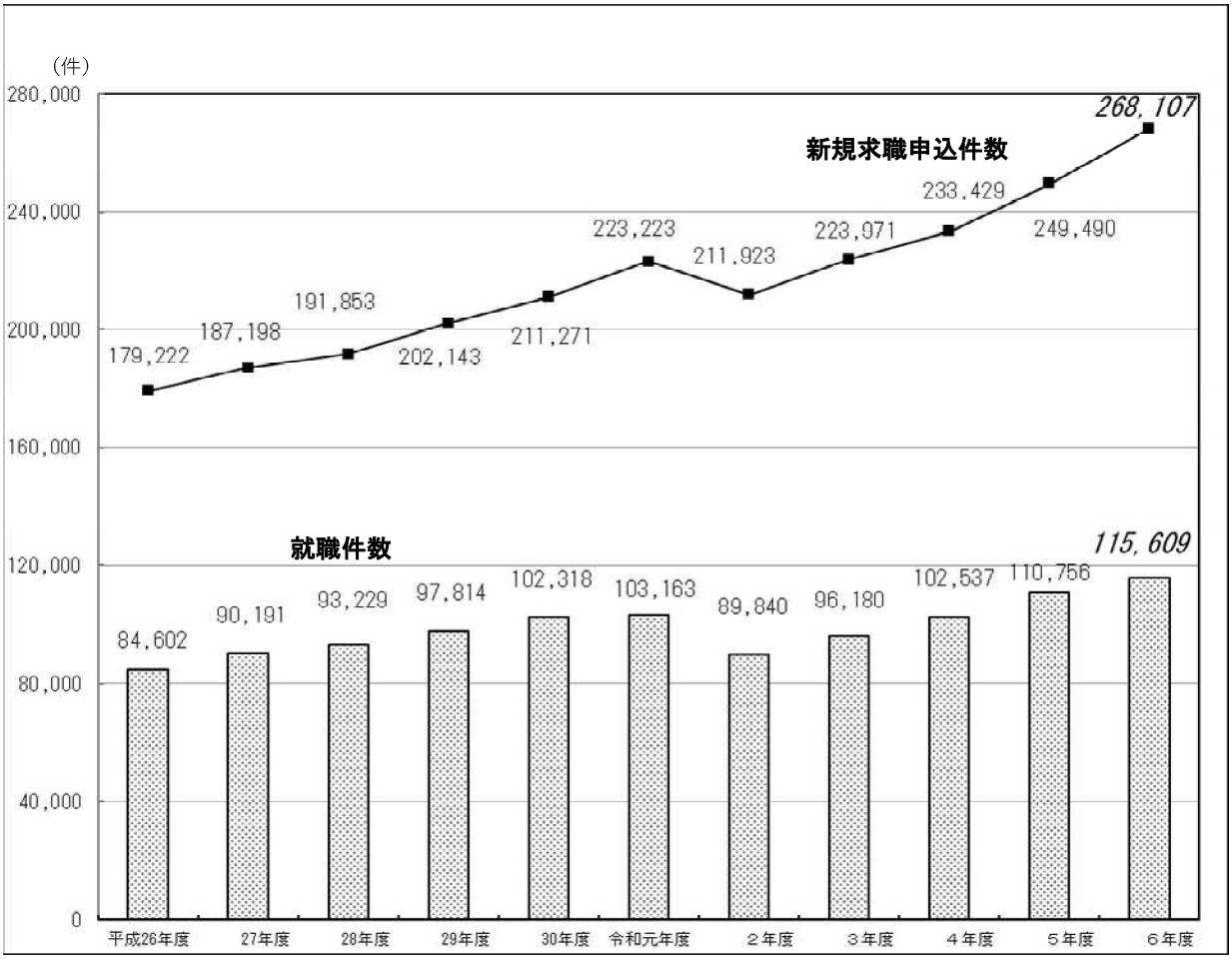

２．障害種別の職業紹介状況

(1) 身体障害者

	①新規求職申込件数		②有効求職者数		③就職件数		④就職率（③／①）	
	（件）	前年度比（%）	（人）	前年度比（%）	（件）	前年度比（%）	（%）	前年度差（ポイント）
平成26年度	65,265	△ 2.1	91,537	△ 0.2	28,175	△ 0.5	43.2	0.8
27年度	63,403	△ 2.9	91,939	0.4	28,003	△ 0.6	44.2	1.0
28年度	60,663	△ 4.3	89,797	△ 2.3	26,940	△ 3.8	44.4	0.2
29年度	60,533	△ 0.2	90,649	0.9	26,756	△ 0.7	44.2	△ 0.2
30年度	61,218	1.1	92,824	2.4	26,841	0.3	43.8	△ 0.4
令和元年度	62,022	1.3	98,681	6.3	25,484	△ 5.1	41.1	△ 2.7
２年度	57,691	△ 7.0	107,189	8.6	20,025	△21.4	34.7	△ 6.4
３年度	58,032	0.6	113,193	5.6	20,829	4.0	35.9	1.2
４年度	58,095	0.1	117,745	4.0	21,914	5.2	37.7	1.8
５年度	59,202	1.9	120,925	2.7	22,912	4.6	38.7	1.0
６年度	60,252	1.8	108,066	△10.6	22,704	△ 0.9	37.7	△ 1.0

（新規求職申込件数及び就職件数の推移）

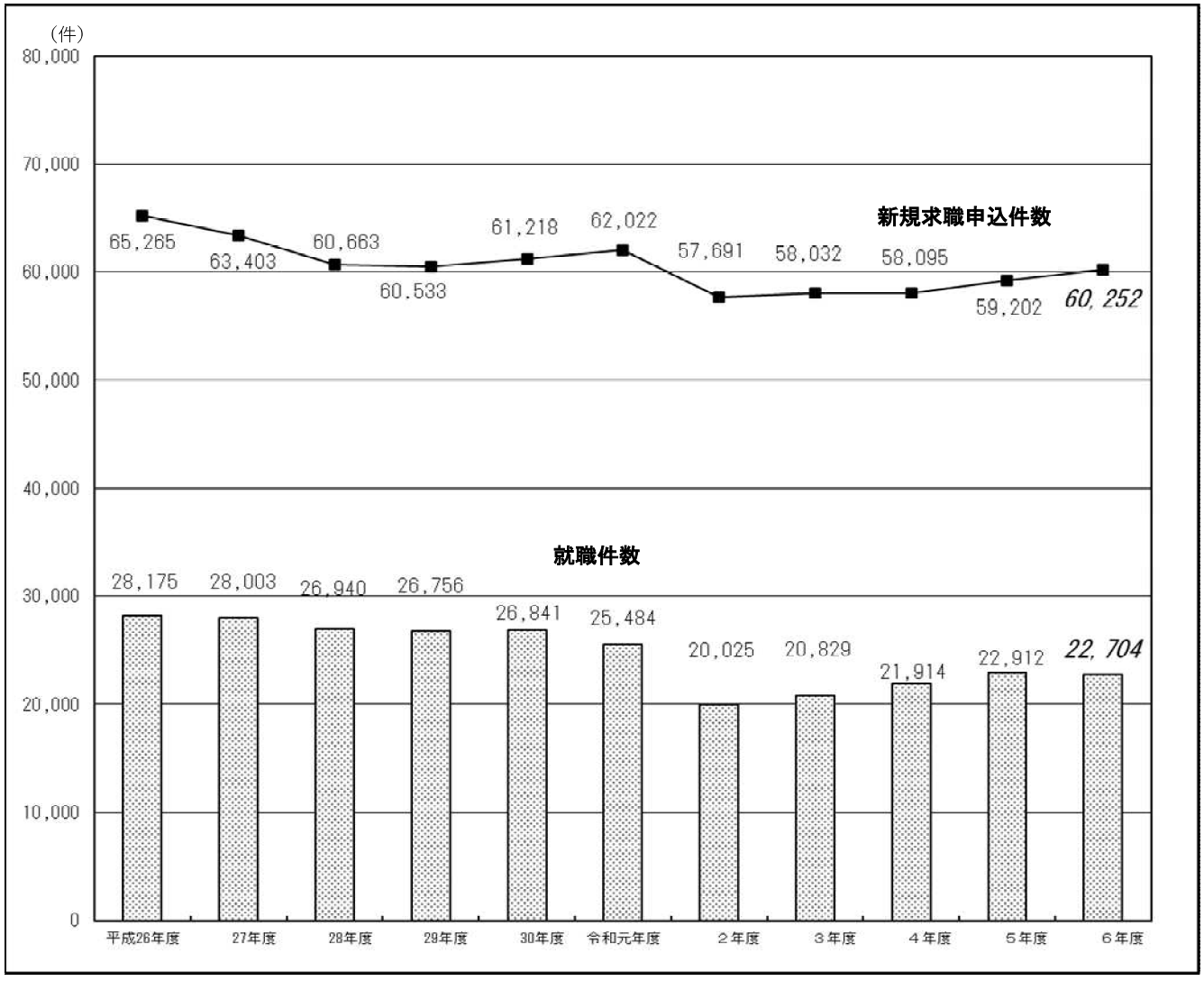

(2) 知的障害者

	①新規求職申込件数		②有効求職者数		③就職件数		④就職率（③／①）	
	（件）	前年度比（%）	（人）	前年度比（%）	（件）	前年度比（%）	（%）	前年度差（ポイント）
平成26年度	32,313	4.2	40,544	3.1	18,723	6.1	57.9	1.0
27年度	33,410	3.4	41,803	3.1	19,958	6.6	59.7	1.8
28年度	34,225	2.4	43,343	3.7	20,342	1.9	59.4	△ 0.3
29年度	35,742	4.4	45,770	5.6	20,987	3.2	58.7	△ 0.7
30年度	35,830	0.2	46,928	2.5	22,234	5.9	62.1	3.4
令和元年度	36,852	2.9	50,210	7.0	21,899	△ 1.5	59.4	△ 2.7
２年度	34,300	△ 6.9	52,264	4.1	19,801	△ 9.6	57.7	△ 1.7
３年度	34,651	1.0	54,618	4.5	19,957	0.8	57.6	△ 0.1
４年度	35,609	2.8	56,736	3.9	20,573	3.1	57.8	0.2
５年度	37,515	5.4	58,047	2.3	22,201	7.9	59.2	1.4
６年度	40,385	7.7	54,684	△ 5.8	22,449	1.1	55.6	△ 3.6

（新規求職申込件数及び就職件数の推移）

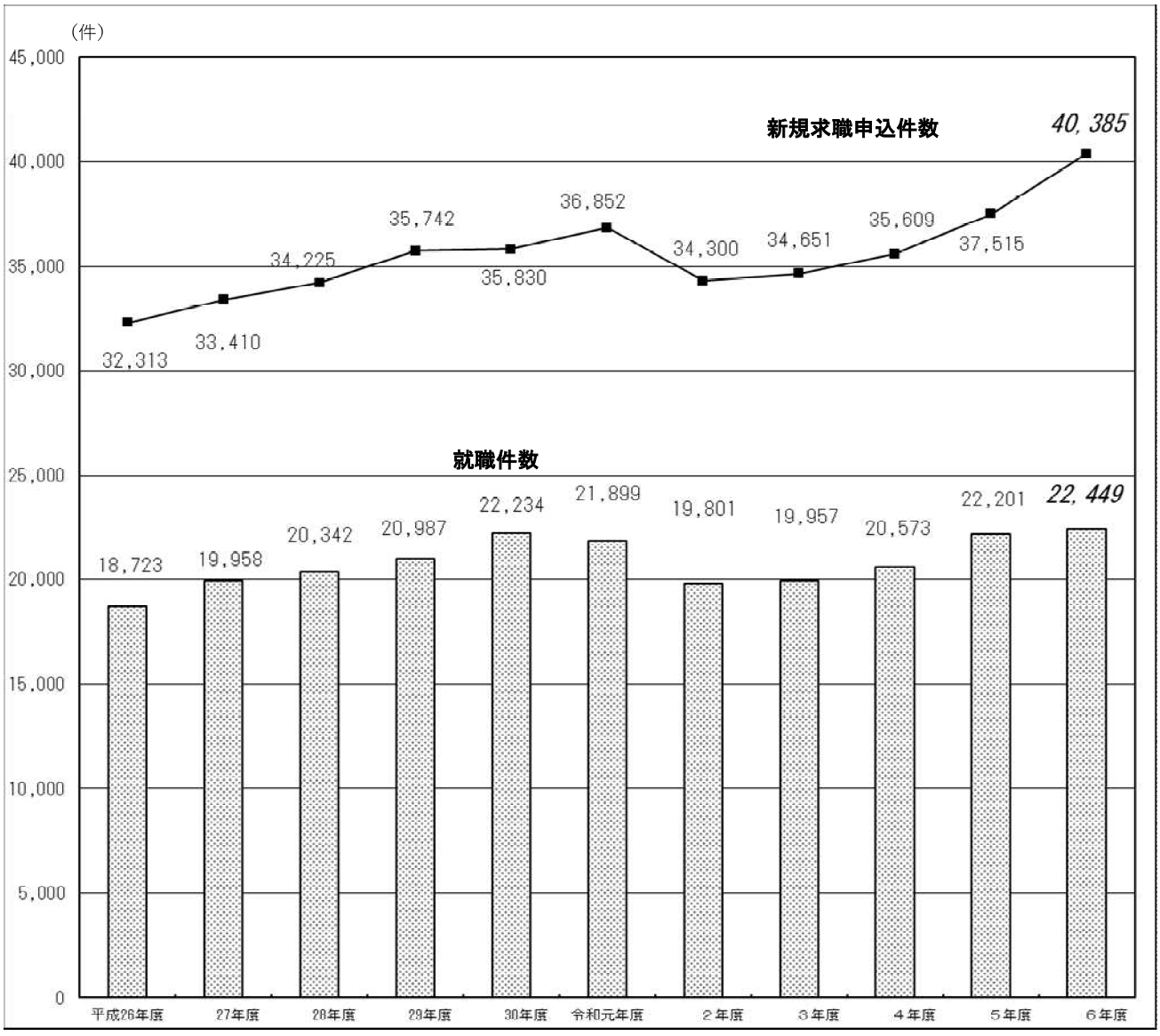

(3) 精神障害者

	①新規求職申込件数		②有効求職者数		③就職件数		④就職率（③／①）	
	(件)	前年度比 (%)	(人)	前年度比 (%)	(件)	前年度比 (%)	(%)	前年度差 (ポイント)
平成26年度	73,482	13.2	79,796	12.1	34,538	17.5	47.0	1.7
27年度	80,579	9.7	88,857	11.4	38,396	11.2	47.7	0.7
28年度	85,926	6.6	97,913	10.2	41,367	7.7	48.1	0.4
29年度	93,701	9.0	107,991	10.3	45,064	8.9	48.1	0.0
30年度	101,333	8.1	119,983	11.1	48,040	6.6	47.4	△ 0.7
令和元年度	107,493	6.1	132,940	10.8	49,612	3.3	46.2	△ 1.2
２年度	95,382	△11.3	144,607	8.8	40,624	△18.1	42.6	△ 3.6
３年度	108,243	13.5	163,056	12.8	45,885	13.0	42.4	△ 0.2
４年度	123,591	14.2	191,523	17.5	54,074	17.8	43.8	1.4
５年度	137,935	11.6	209,411	9.3	60,598	12.1	43.9	0.1
６年度	153,223	11.1	211,942	1.2	65,518	8.1	42.8	△ 1.1

（新規求職申込件数及び就職件数の推移）

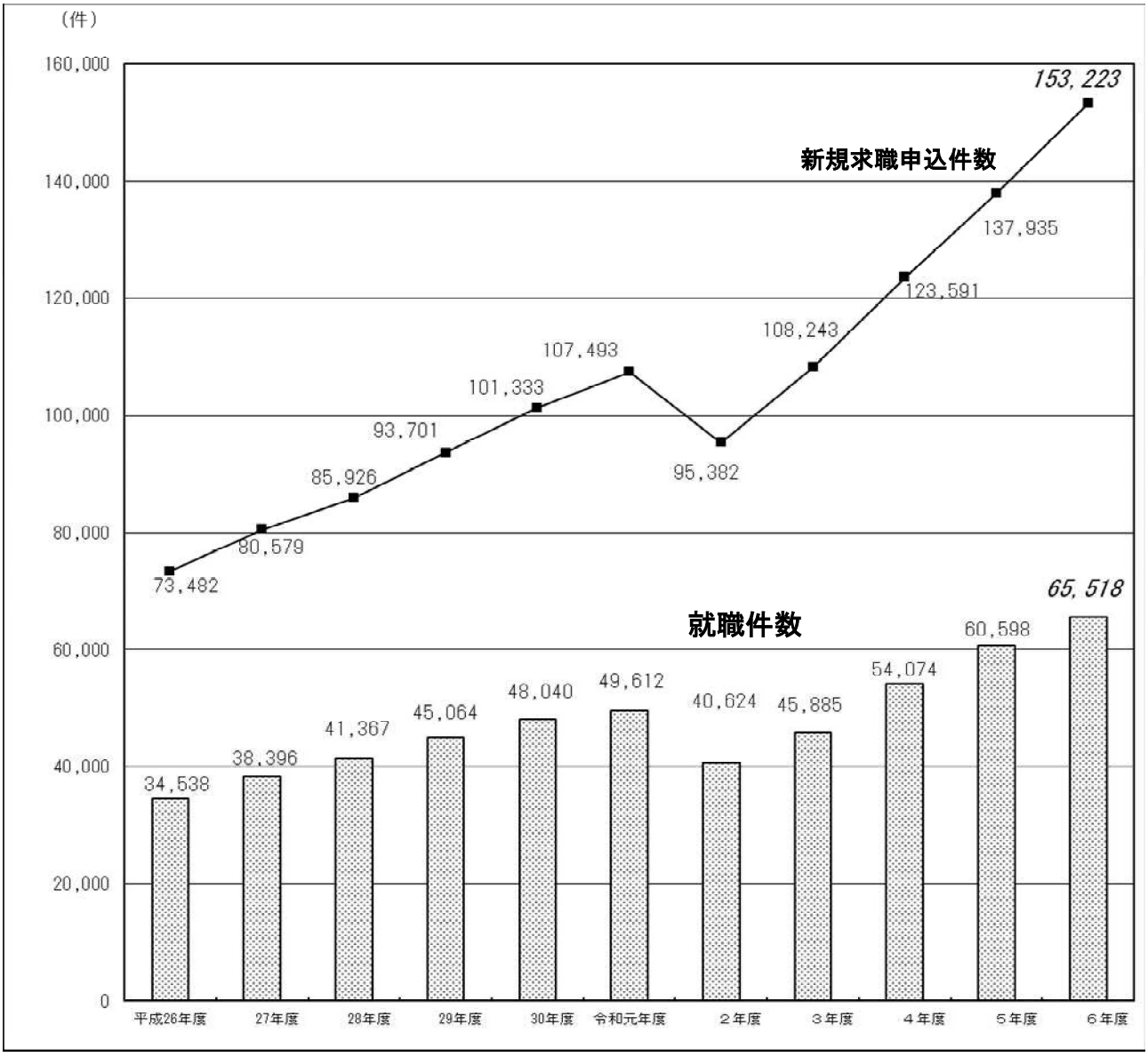

新規求職申込件数の推移（障害種別による比較）

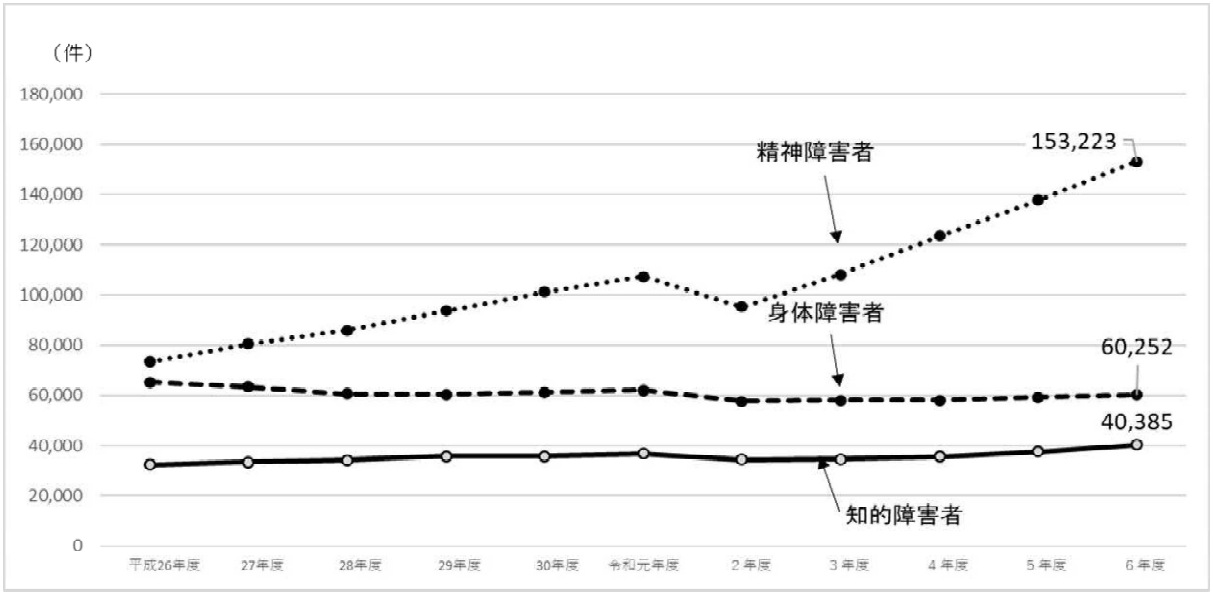

就職件数の推移（障害種別による比較）

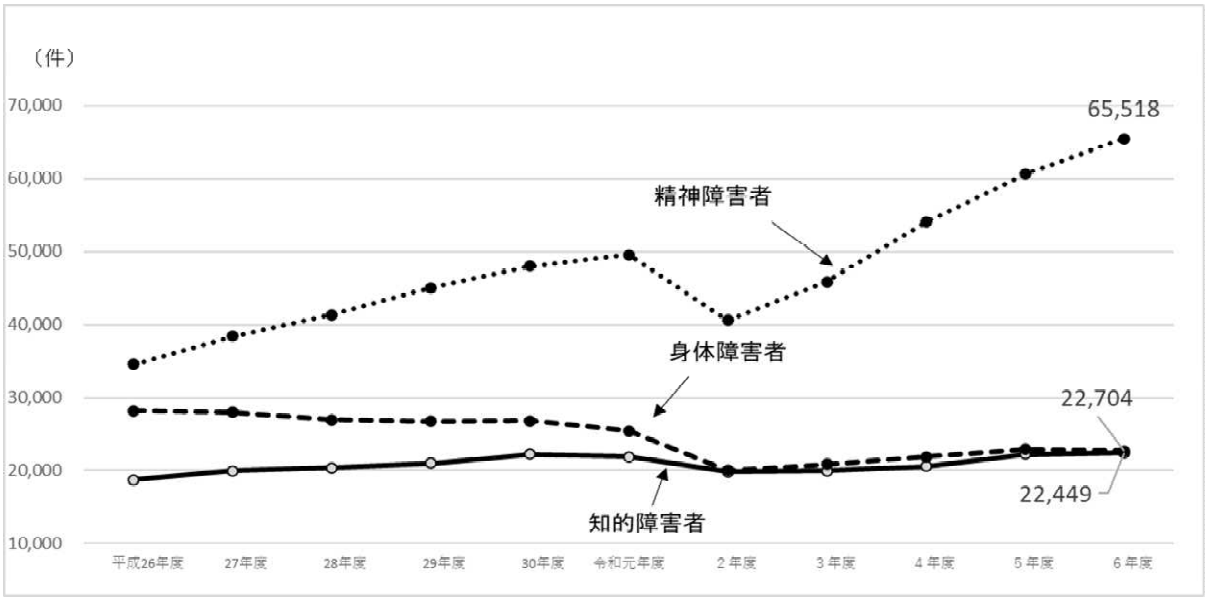

就職率の推移（障害種別による比較）

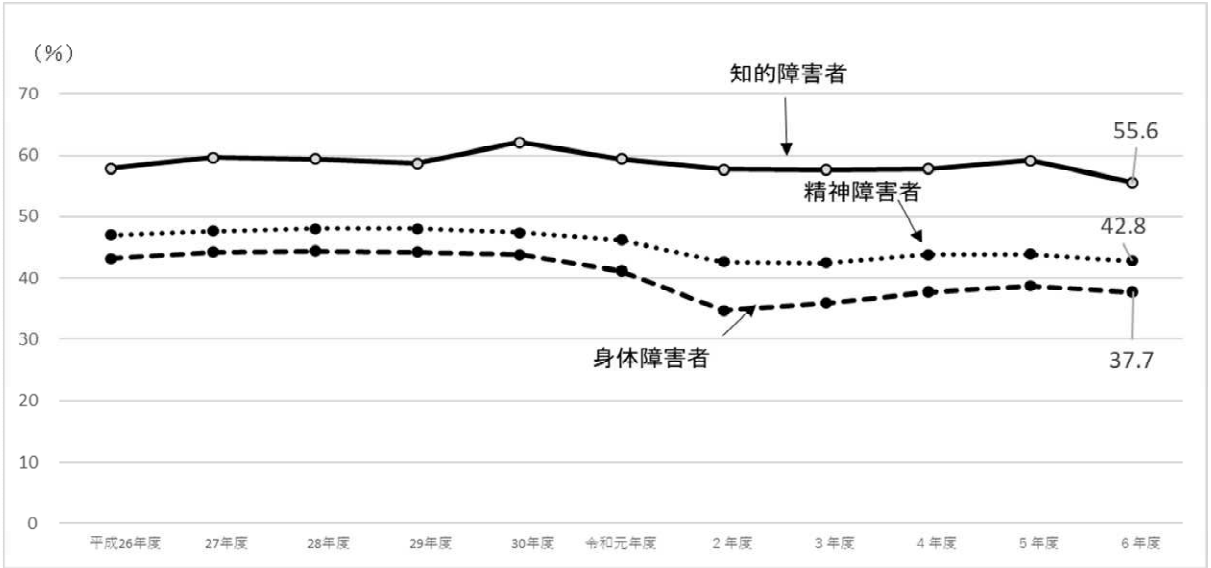

(4) その他の障害者

	①新規求職申込件数		②有効求職者数		③就職件数		④就職率（③／①）	
	（件）	前年度比（%）	（人）	前年度比（%）	（件）	前年度比（%）	（%）	前年度差（ポイント）
平成26年度	8,162	18.2	7,036	21.9	3,166	25.5	38.8	2.3
27年度	9,806	20.1	8,467	20.3	3,834	21.1	39.1	0.3
28年度	11,039	12.6	9,691	14.5	4,580	19.5	41.5	2.4
29年度	12,167	10.2	11,202	15.6	5,007	9.3	41.2	△ 0.3
30年度	12,890	5.9	12,746	13.8	5,203	3.9	40.4	△ 0.8
令和元年度	16,856	30.8	18,681	46.6	6,168	18.5	36.6	△ 3.8
２年度	24,550	45.6	27,200	45.6	9,390	52.2	38.2	1.6
３年度	23,045	△ 6.1	27,672	1.7	9,509	1.3	41.3	3.1
４年度	16,134	△30.0	16,096	△41.8	5,976	△37.2	37.0	△ 4.3
５年度	14,838	△ 8.0	18,208	13.1	5,045	△15.6	34.0	△ 3.0
６年度	14,247	△ 4.0	16,107	△11.5	4,938	△ 2.1	34.7	0.7

（注）「その他の障害者」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を保有しない者であって、発達障害、高次脳機能障害、難治性疾患等により、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者である。ただし、令和2年1月のハローワークシステム刷新により、障害者手帳を有する者も一部計上されている。

(5) 就職件数等における障害種別の割合

① 新規求職申込件数

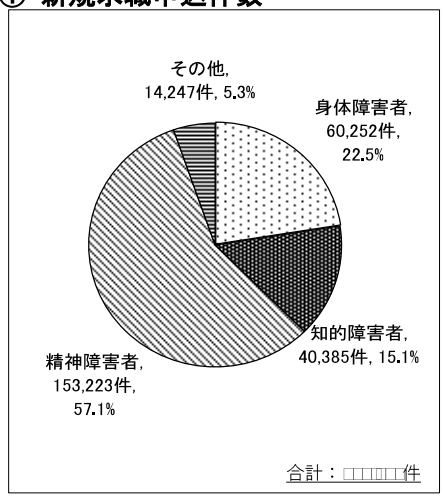

② 有効求職者数

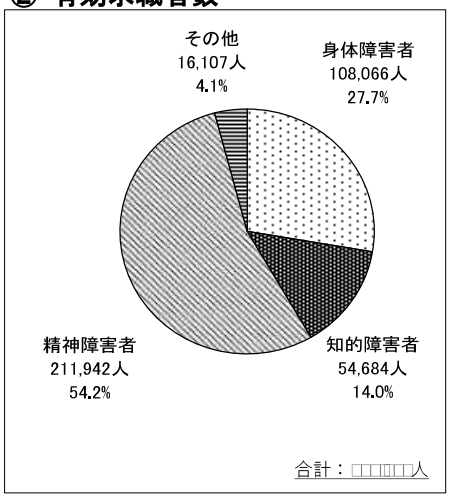

③ 就職件数

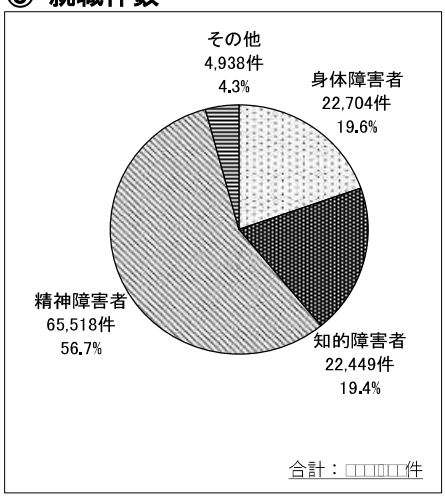

３．産業別の就職状況

(1) 概況

障害者計

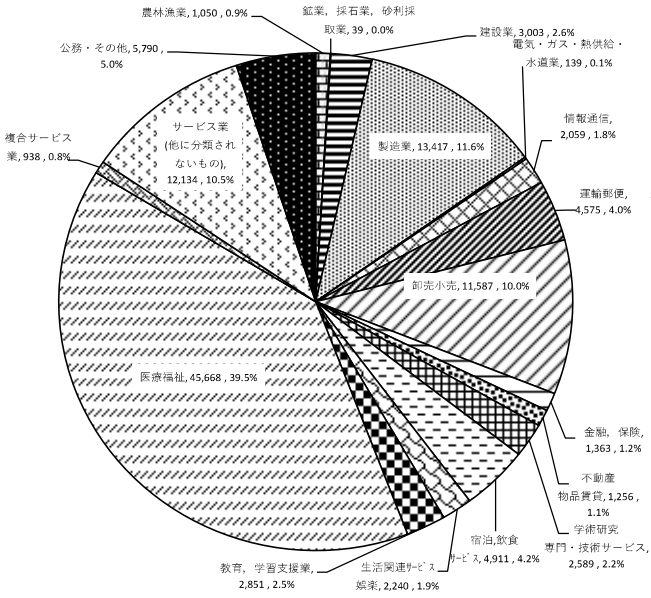

※　数値は就職件数及び産業別構成比(%)。

(参考)ハローワークにおける産業別の就職状況(障害者を含む全体)

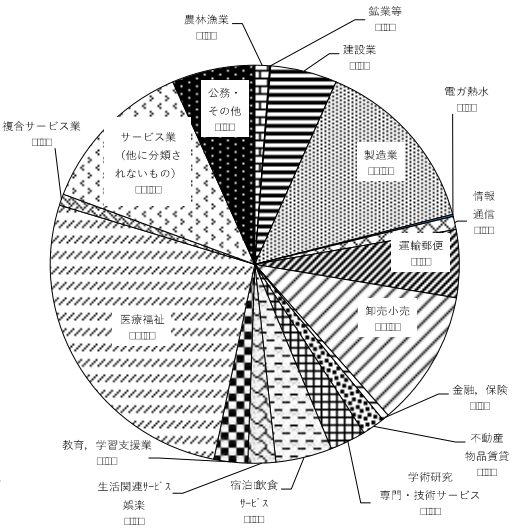

※　数値は産業別構成比(%)。

(2) 障害種別の状況

身体障害者

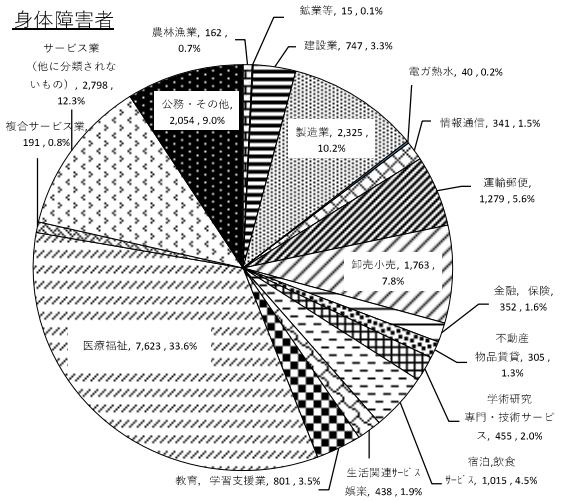

精神障害者

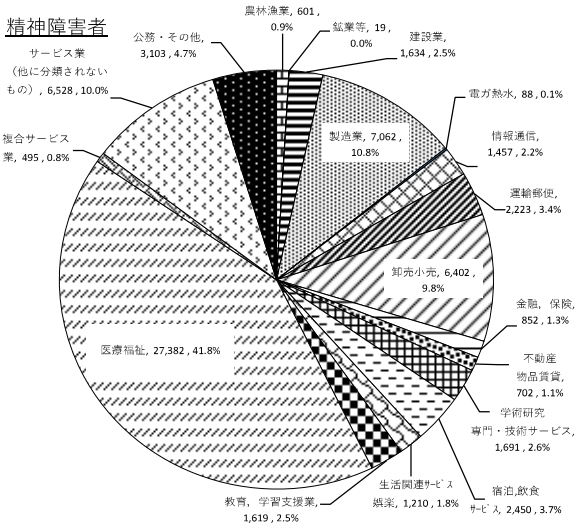

知的障害者

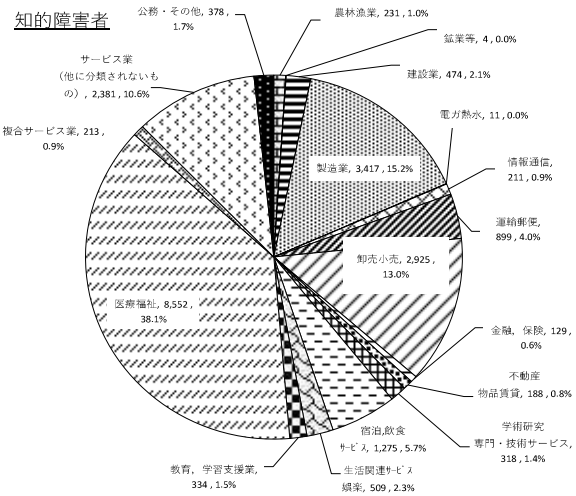

その他の障害者

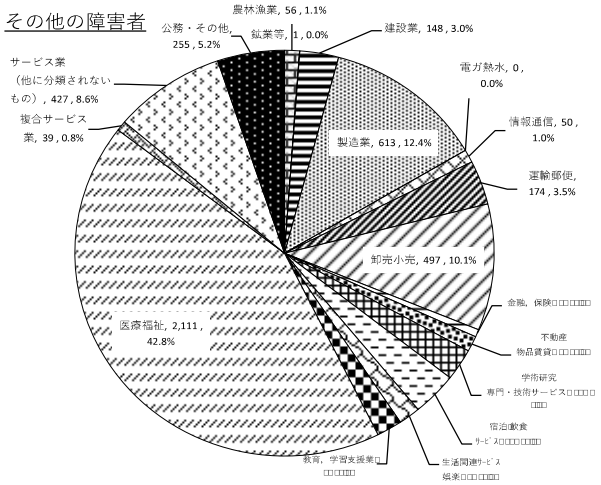

※　数値は就職件数及び産業別構成比(%)。詳細は参考３参照。

（３）障害者専用求人数の状況

	専用求人数（人）	対前年度（%）
令和元年度	252,191	-
2 年度	194,741	△ 22.8
3 年度	213,410	9.6
4 年度	240,478	12.7
5 年度	263,217	9.5
6 年度	268,110	1.9

※障害者専用求人数については、令和元年度より集計している。

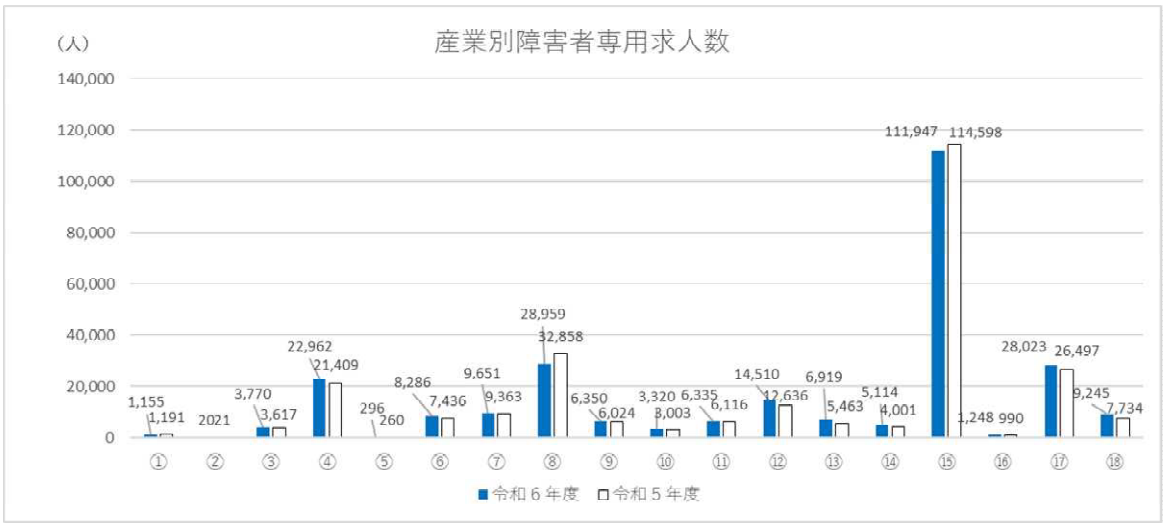

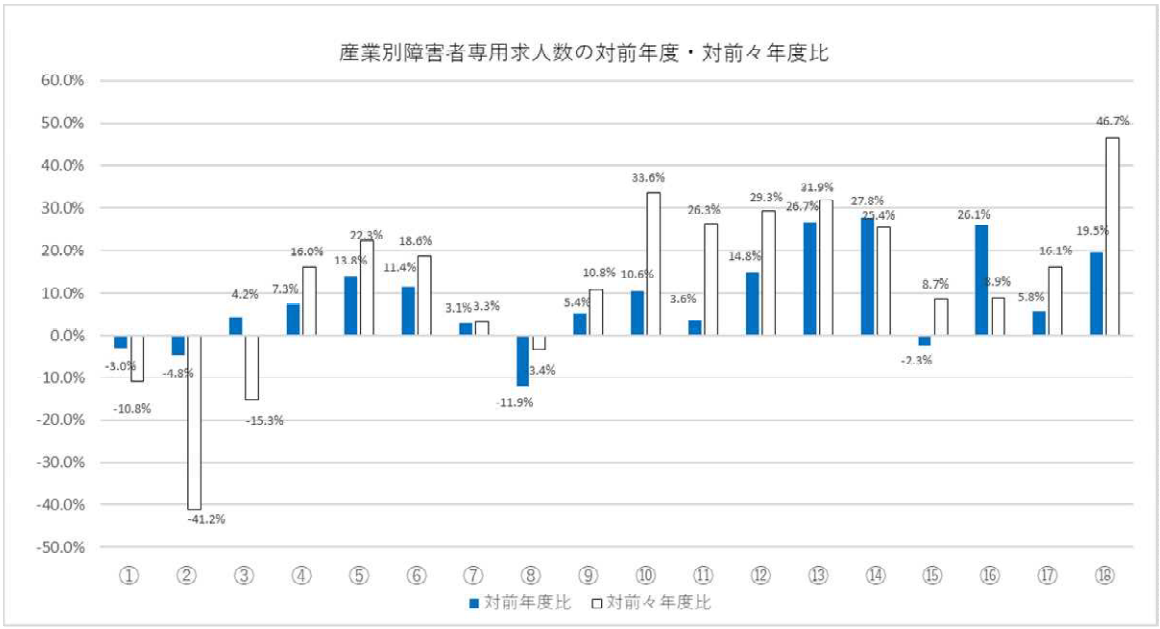

①農，林，漁業　②鉱業，採石業，砂利採取業　③建設業　④製造業
⑤電気・ガス・熱供給・水道業　⑥情報通信業　⑦運輸業，郵便業　⑧卸売業，小売業
⑨金融業，保険業　⑩不動産業，物品賃貸業　⑪学術研究，専門・技術サービス業
⑫宿泊業，飲食サービス業　⑬生活関連サービス業，娯楽業　⑭教育，学習支援業
⑮医療，福祉　⑯複合サービス事業　⑰サービス業（他に分類されないもの）　⑱公務・その他

４．職業別の就職状況

(1) 概況

障害者計

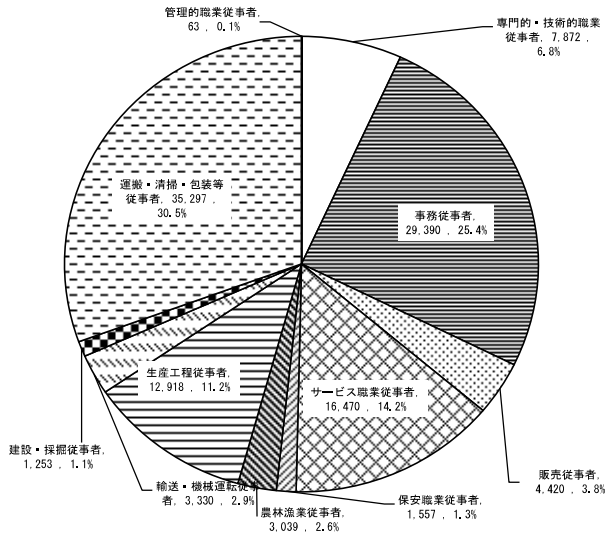

※　数値は就職件数及び職業別構成比(%)。

(参考)ハローワーク全体における職業別の就職状況(障害者を含む全体)

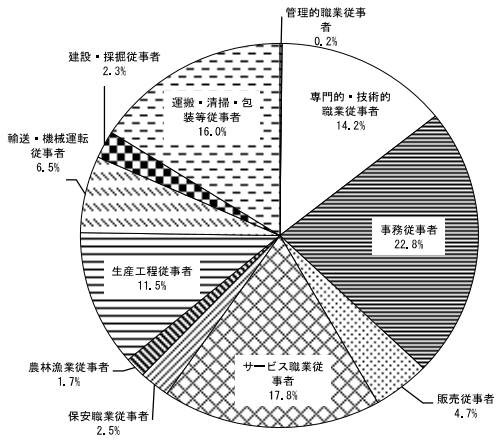

※　数値は職業別構成比(%)。

(2) 障害種別の状況

身体障害者

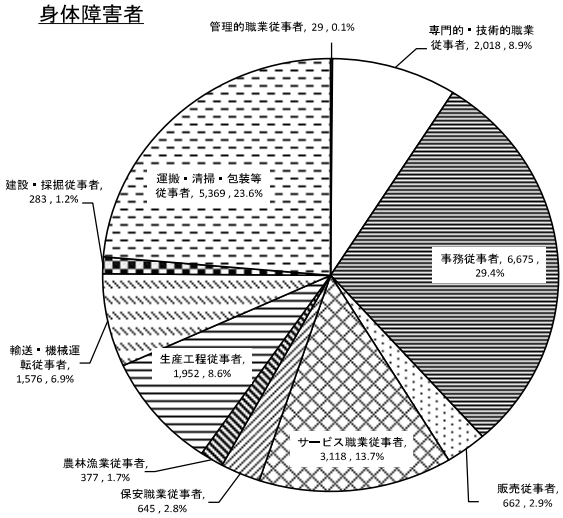

精神障害者

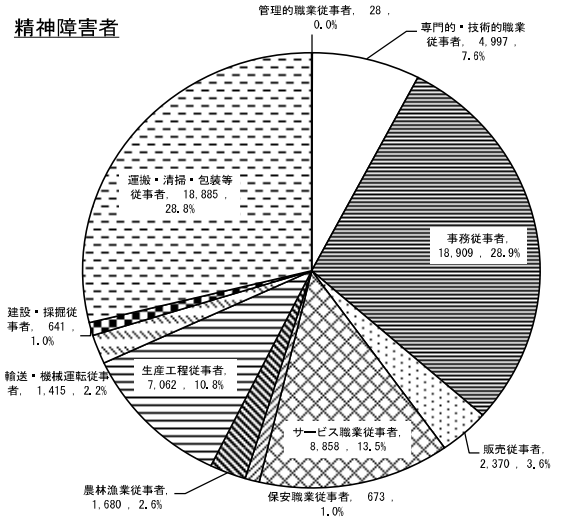

知的障害者

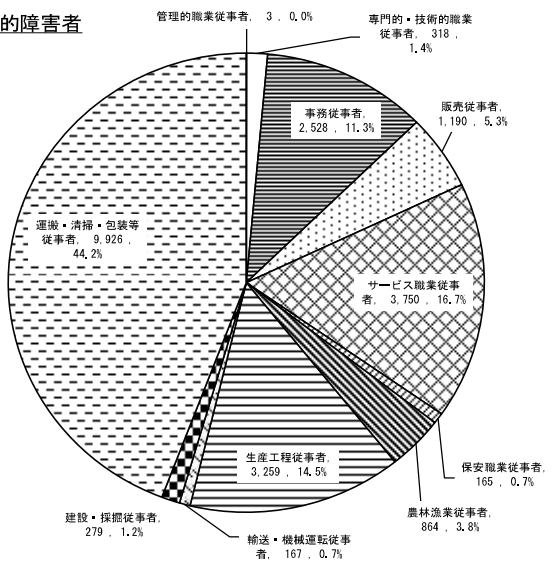

その他の障害者

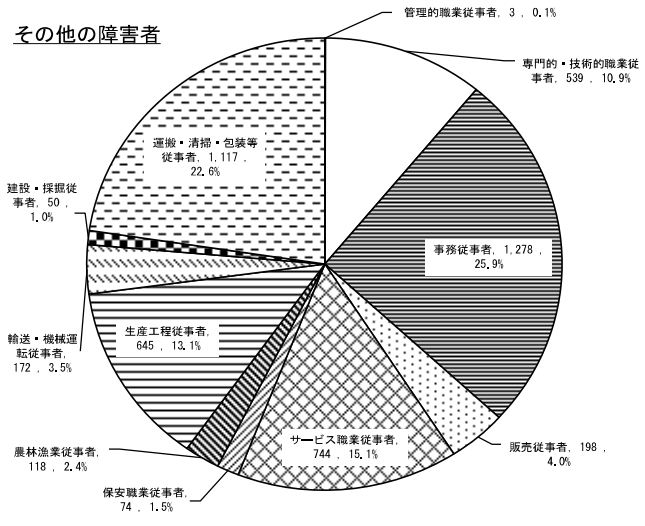

※　数値は就職件数及び職業別構成比(%)。詳細は参考４参照。

５．都道府県別の就職状況

都道府県	就職件数(件)		就職率(%)	
北海道	5,154	(△ 74)	39.7	(△ 2.5)
青森	1,218	(△ 34)	46.3	(△ 7.6)
岩手	1,372	(△ 48)	50.0	(△ 1.1)
宮城	2,150	(8)	44.3	(△ 1.1)
秋田	1,047	(101)	50.6	(△ 2.8)
山形	1,084	(50)	48.9	(△ 0.4)
福島	1,908	(79)	48.2	(△ 2.9)
茨城	2,642	(94)	51.8	(△ 1.8)
栃木	2,195	(66)	49.8	(△ 5.6)
群馬	1,774	(133)	45.0	(△ 0.9)
埼玉	4,733	(50)	35.7	(△ 2.3)
千葉	4,455	(375)	41.9	(0.6)
東京	7,510	(606)	34.0	(2.5)
神奈川	4,821	(165)	35.1	(0.4)
新潟	2,116	(62)	51.0	(0.3)
富山	1,154	(11)	50.5	(△ 6.5)
石川	1,403	(120)	47.1	(△ 1.0)
福井	1,166	(58)	53.1	(△ 2.8)
山梨	783	(△ 24)	51.2	(△ 0.8)
長野	2,660	(247)	47.4	(0.9)
岐阜	2,256	(104)	49.7	(△ 3.8)
静岡	3,391	(56)	40.2	(△ 2.5)
愛知	6,944	(3)	41.6	(△ 3.0)
三重	1,823	(97)	42.6	(△ 2.0)
滋賀	1,544	(103)	47.7	(△ 0.1)
京都	2,450	(114)	42.0	(△ 3.0)
大阪	9,202	(748)	44.3	(△ 1.9)
兵庫	5,022	(208)	40.5	(△ 3.1)
奈良	1,242	(47)	43.8	(2.4)
和歌山	853	(19)	44.7	(△ 0.1)
鳥取	885	(59)	60.3	(△ 0.7)
島根	1,102	(12)	55.2	(△ 1.0)
岡山	2,020	(47)	42.1	(△ 5.1)
広島	2,319	(160)	39.7	(△ 1.6)
山口	1,397	(133)	51.6	(4.7)
徳島	798	(57)	55.6	(△ 2.7)
香川	1,118	(131)	45.7	(2.3)
愛媛	1,473	(△ 25)	53.1	(△ 5.2)
高知	729	(5)	52.7	(2.2)
福岡	5,646	(304)	40.7	(△ 2.8)
佐賀	1,154	(13)	51.6	(△ 1.6)
長崎	1,745	(82)	42.6	(△ 0.7)
熊本	2,363	(164)	45.5	(△ 0.8)
大分	1,425	(124)	48.3	(3.5)
宮崎	1,343	(18)	51.4	(△ 1.7)
鹿児島	2,141	(29)	48.8	(0.7)
沖縄	1,879	(△ 4)	52.4	(△ 4.6)
計	115,609	(4,853)	43.1	(△ 1.3)

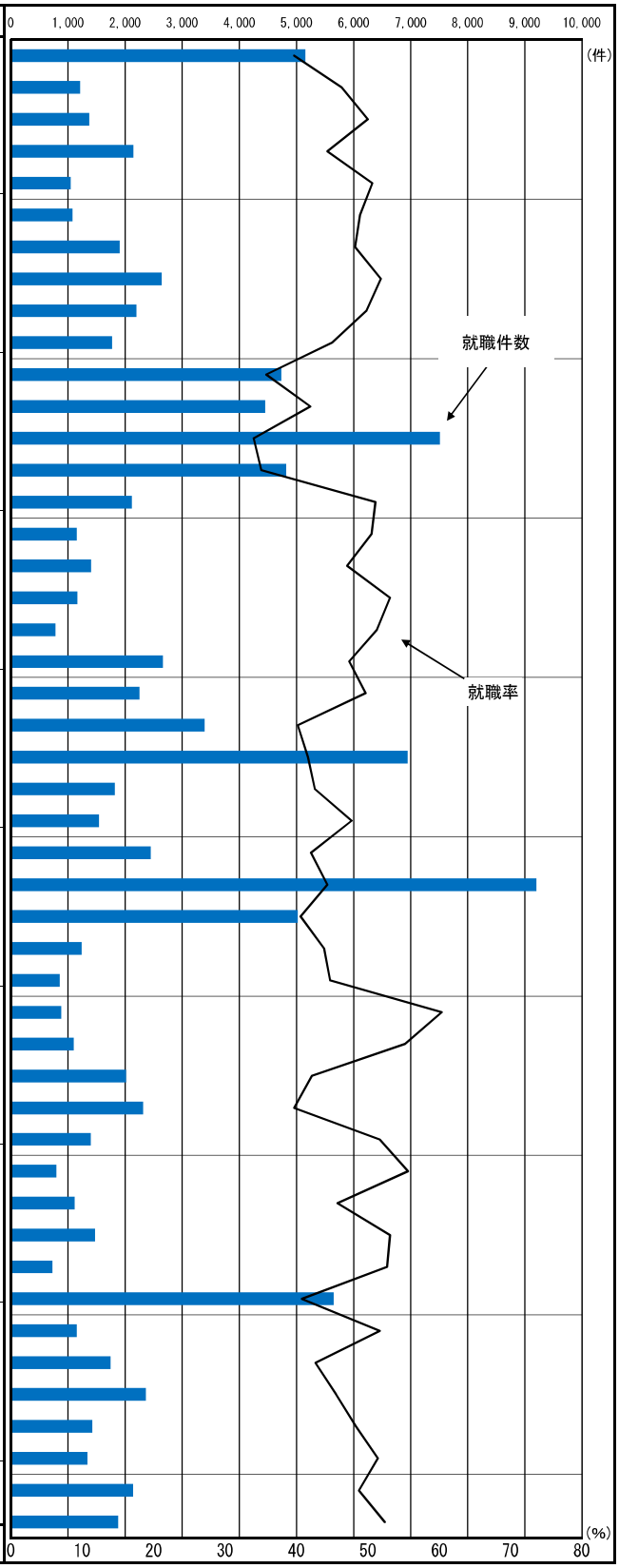

※ 「就職率」は（就職件数）／（新規求職申込件数）
（ ）は、対前年度差

（参考1） 障害種別の職業紹介状況(構成比入り)

	新規求職申込件数											
	障害者計		身体障害者		うち重度		知的障害者		うち重度		精神障害者		その他の障害者	
平成26年度	179,222	[100]	65,265	[36.4]	27,322	<41.9>	32,313	[18.0]	4,966	<15.4>	73,482	[41.0]	8,162	[4.6]
27年度	187,198	[100]	63,403	[33.9]	27,057	<42.7>	33,410	[17.8]	4,946	<14.8>	80,579	[43.0]	9,806	[5.2]
28年度	191,853	[100]	60,663	[31.6]	25,773	<42.5>	34,225	[17.8]	4,963	<14.5>	85,926	[44.8]	11,039	[5.8]
29年度	202,143	[100]	60,533	[29.9]	26,190	<43.3>	35,742	[17.7]	5,027	<14.1>	93,701	[46.4]	12,167	[6.0]
30年度	211,271	[100]	61,218	[29.0]	26,434	<43.2>	35,830	[17.0]	4,826	<13.5>	101,333	[48.0]	12,890	[6.1]
令和元年度	223,223	[100]	62,022	[27.8]	26,104	<42.1>	36,852	[16.5]	4,672	<12.7>	107,493	[48.2]	16,856	[7.6]
２年度	211,923	[100]	57,691	[27.2]	20,024	<34.7>	34,300	[16.2]	4,088	<11.9>	95,382	[45.0]	24,550	[11.6]
３年度	223,971	[100]	58,032	[25.9]	19,759	<34.0>	34,651	[15.5]	4,029	<11.6>	108,243	[48.3]	23,045	[10.3]
４年度	233,429	[100]	58,095	[24.9]	19,964	<34.4>	35,609	[15.3]	4,054	<11.4>	123,591	[52.9]	16,134	[6.9]
５年度	249,490	[100]	59,202	[23.7]	21,933	<37.0>	37,515	[15.0]	4,267	<11.4>	137,935	[55.3]	14,838	[5.9]
６年度	268,107	[100]	60,252	[22.5]	22,177	<36.8>	40,385	[15.1]	5,078	<12.6>	153,223	[57.1]	14,247	[5.3]

	有効求職者数											
	障害者計		身体障害者		うち重度		知的障害者		うち重度		精神障害者		その他の障害者	
平成26年度	218,913	[100]	91,537	[41.8]	39,523	<43.2>	40,544	[18.5]	9,707	<23.9>	79,796	[36.5]	7,036	[3.2]
27年度	231,066	[100]	91,939	[39.8]	40,166	<43.7>	41,803	[18.1]	9,834	<23.5>	88,857	[38.5]	8,467	[3.7]
28年度	240,744	[100]	89,797	[37.3]	39,660	<44.2>	43,343	[18.0]	10,056	<23.2>	97,913	[40.7]	9,691	[4.0]
29年度	255,612	[100]	90,649	[35.5]	40,476	<44.7>	45,770	[17.9]	10,331	<22.6>	107,991	[42.2]	11,202	[4.4]
30年度	272,481	[100]	92,824	[34.1]	41,787	<45.0>	46,928	[17.2]	10,236	<21.8>	119,983	[44.0]	12,746	[4.7]
令和元年度	300,512	[100]	98,681	[32.8]	43,943	<44.5>	50,210	[16.7]	10,554	<21.0>	132,940	[44.2]	18,681	[6.2]
２年度	331,260	[100]	107,189	[32.4]	44,570	<41.6>	52,264	[15.8]	10,544	<20.2>	144,607	[43.7]	27,200	[8.2]
３年度	358,539	[100]	113,193	[31.6]	45,145	<39.9>	54,618	[15.2]	10,623	<19.4>	163,056	[45.5]	27,672	[7.7]
４年度	382,100	[100]	117,745	[30.8]	45,725	<38.8>	56,736	[14.8]	10,538	<18.6>	191,523	[50.1]	16,096	[4.2]
５年度	406,591	[100]	120,925	[29.7]	47,194	<39.0>	58,047	[14.3]	10,579	<18.2>	209,411	[51.5]	18,208	[4.5]
６年度	390,799	[100]	108,066	[27.7]	42,168	<39.0>	54,684	[14.0]	9,812	<17.9>	211,942	[54.2]	16,107	[4.1]

	就職件数											
	障害者計		身体障害者		うち重度		知的障害者		うち重度		精神障害者		その他の障害者	
平成26年度	84,602	[100]	28,175	[33.3]	11,181	<39.7>	18,723	[22.1]	4,248	<22.7>	34,538	[40.8]	3,166	[3.7]
27年度	90,191	[100]	28,003	[31.0]	11,321	<40.4>	19,958	[22.1]	4,339	<21.7>	38,396	[42.6]	3,834	[4.3]
28年度	93,229	[100]	26,940	[28.9]	11,017	<40.9>	20,342	[21.8]	4,442	<21.8>	41,367	[44.4]	4,580	[4.9]
29年度	97,814	[100]	26,756	[27.4]	11,051	<41.3>	20,987	[21.5]	4,330	<20.6>	45,064	[46.1]	5,007	[5.1]
30年度	102,318	[100]	26,841	[26.2]	11,096	<41.3>	22,234	[21.7]	4,471	<20.1>	48,040	[47.0]	5,203	[5.1]
令和元年度	103,163	[100]	25,484	[24.7]	10,556	<41.4>	21,899	[21.2]	3,951	<18.0>	49,612	[48.1]	6,168	[6.0]
２年度	89,840	[100]	20,025	[22.3]	7,384	<36.9>	19,801	[22.0]	3,330	<16.8>	40,624	[45.2]	9,390	[10.5]
３年度	96,180	[100]	20,829	[21.7]	7,479	<35.9>	19,957	[20.7]	3,151	<15.8>	45,885	[47.7]	9,509	[9.9]
４年度	102,537	[100]	21,914	[21.4]	7,835	<35.8>	20,573	[20.1]	3,210	<15.6>	54,074	[52.7]	5,976	[5.8]
５年度	110,756	[100]	22,912	[20.7]	8,482	<37.0>	22,201	[20.0]	3,329	<15.0>	60,598	[54.7]	5,045	[4.6]
６年度	115,609	[100]	22,704	[19.6]	8,559	<37.7>	22,449	[19.4]	3,445	<15.3>	65,518	[56.7]	4,938	[4.3]

	就職率					
	障害者計	身体障害者	うち重度	知的障害者	うち重度	精神障害者	その他の障害者
平成26年度	47.2	43.2	40.9	57.9	85.5	47.0	38.8
27年度	48.2	44.2	41.8	59.7	87.7	47.7	39.1
28年度	48.6	44.4	42.7	59.4	89.5	48.1	41.5
29年度	48.4	44.2	42.2	58.7	86.1	48.1	41.2
30年度	48.4	43.8	42.0	62.1	92.6	47.4	40.4
令和元年度	46.2	41.1	40.4	59.4	84.6	46.2	36.6
２年度	42.4	34.7	36.9	57.7	81.5	42.6	38.2
３年度	42.9	35.9	37.9	57.6	78.2	42.4	41.3
４年度	43.9	37.7	39.2	57.8	79.2	43.8	37.0
５年度	44.4	38.7	38.7	59.2	78.0	43.9	34.0
６年度	43.1	37.7	38.6	55.6	67.8	42.8	34.7

※ [ ]内は構成比
「うち重度」欄の構成比(< >書き)は、当該障害のうちの重度の割合
新規求職申込件数及び就職件数は年度内の累計、有効求職者数は年度末時点の数値

（参考2） 障害種別の職業紹介状況(対前年度比入り)

	新規求職申込件数									
	障害者計		身体障害者		うち重度		知的障害者		うち重度		精神障害者		その他の障害者	
平成26年度	179,222	(5.7)	65,265	(△2.1)	27,322	(0.2)	32,313	(4.2)	4,966	(0.1)	73,482	(13.2)	8,162	(18.2)
27年度	187,198	(4.5)	63,403	(△2.9)	27,057	(△1.0)	33,410	(3.4)	4,946	(△0.4)	80,579	(9.7)	9,806	(20.1)
28年度	191,853	(2.5)	60,663	(△4.3)	25,773	(△4.7)	34,225	(2.4)	4,963	(0.3)	85,926	(6.6)	11,039	(12.6)
29年度	202,143	(5.4)	60,533	(△0.2)	26,190	(1.6)	35,742	(4.4)	5,027	(1.3)	93,701	(9.0)	12,167	(10.2)
30年度	211,271	(4.5)	61,218	(1.1)	26,434	(0.9)	35,830	(0.2)	4,826	(△4.0)	101,333	(8.1)	12,890	(5.9)
令和元年度	223,223	(5.7)	62,022	(1.3)	26,104	(△1.2)	36,852	(2.9)	4,672	(△3.2)	107,493	(6.1)	16,856	(30.8)
２年度	211,923	(△5.1)	57,691	(△7.0)	20,024	(△23.3)	34,300	(△6.9)	4,088	(△12.5)	95,382	(△11.3)	24,550	(45.6)
３年度	223,971	(5.7)	58,032	(0.6)	19,759	(△1.3)	34,651	(1.0)	4,029	(△1.4)	108,243	(13.5)	23,045	(△6.1)
４年度	233,429	(4.2)	58,095	(0.1)	19,964	(1.0)	35,609	(2.8)	4,054	(0.6)	123,591	(14.2)	16,134	(△30.0)
５年度	249,490	(6.9)	59,202	(1.9)	21,933	(9.9)	37,515	(5.4)	4,267	(5.3)	137,935	(11.6)	14,838	(△8.0)
６年度	268,107	(7.5)	60,252	(1.8)	22,177	(1.1)	40,385	(7.7)	5,078	(19.0)	153,223	(11.1)	14,247	(△4.0)

	有効求職者数									
	障害者計		身体障害者		うち重度		知的障害者		うち重度		精神障害者		その他の障害者	
平成26年度	218,913	(5.3)	91,537	(△0.2)	39,523	(1.1)	40,544	(3.1)	9,707	(△0.1)	79,796	(12.1)	7,036	(21.9)
27年度	231,066	(5.6)	91,939	(0.4)	40,166	(1.6)	41,803	(3.1)	9,834	(1.3)	88,857	(11.4)	8,467	(20.3)
28年度	240,744	(4.2)	89,797	(△2.3)	39,660	(△1.3)	43,343	(3.7)	10,056	(2.3)	97,913	(10.2)	9,691	(14.5)
29年度	255,612	(6.2)	90,649	(0.9)	40,476	(2.1)	45,770	(5.6)	10,331	(2.7)	107,991	(10.3)	11,202	(15.6)
30年度	272,481	(6.6)	92,824	(2.4)	41,787	(3.2)	46,928	(2.5)	10,236	(△0.9)	119,983	(11.1)	12,746	(13.8)
令和元年度	300,512	(10.3)	98,681	(6.3)	43,943	(5.2)	50,210	(7.0)	10,554	(3.1)	132,940	(10.8)	18,681	(46.6)
２年度	331,260	(10.2)	107,189	(8.6)	44,570	(1.4)	52,264	(4.1)	10,544	(△0.1)	144,607	(8.8)	27,200	(45.6)
３年度	358,539	(8.2)	113,193	(5.6)	45,145	(1.3)	54,618	(4.5)	10,623	(0.7)	163,056	(12.8)	27,672	(1.7)
４年度	382,100	(6.6)	117,745	(4.0)	45,725	(1.3)	56,736	(3.9)	10,538	(△0.8)	191,523	(17.5)	16,096	(△41.8)
５年度	406,591	(6.4)	120,925	(2.7)	47,194	(3.2)	58,047	(2.3)	10,579	(0.4)	209,411	(9.3)	18,208	(13.1)
６年度	390,799	(△3.9)	108,066	(△10.6)	42,168	(△10.6)	54,684	(△5.8)	9,812	(△7.3)	211,942	(1.2)	16,107	(△11.5)

	就職件数									
	障害者計		身体障害者		うち重度		知的障害者		うち重度		精神障害者		その他の障害者	
平成26年度	84,602	(8.6)	28,175	(△0.5)	11,181	(1.0)	18,723	(6.1)	4,248	(1.0)	34,538	(17.5)	3,166	(25.5)
27年度	90,191	(6.6)	28,003	(△0.6)	11,321	(1.3)	19,958	(6.6)	4,339	(2.1)	38,396	(11.2)	3,834	(21.1)
28年度	93,229	(3.4)	26,940	(△3.8)	11,017	(△2.7)	20,342	(1.9)	4,442	(2.4)	41,367	(7.7)	4,580	(19.5)
29年度	97,814	(4.9)	26,756	(△0.7)	11,051	(0.3)	20,987	(3.2)	4,330	(△2.5)	45,064	(8.9)	5,007	(9.3)
30年度	102,318	(4.6)	26,841	(0.3)	11,096	(0.4)	22,234	(5.9)	4,471	(3.3)	48,040	(6.6)	5,203	(3.9)
令和元年度	103,163	(0.8)	25,484	(△5.1)	10,556	(△4.9)	21,899	(△1.5)	3,951	(△11.6)	49,612	(3.3)	6,168	(18.5)
２年度	89,840	(△12.9)	20,025	(△21.4)	7,384	(△30.0)	19,801	(△9.6)	3,330	(△15.7)	40,624	(△18.1)	9,390	(52.2)
３年度	96,180	(7.1)	20,829	(4.0)	7,479	(1.3)	19,957	(0.8)	3,151	(△5.4)	45,885	(13.0)	9,509	(1.3)
４年度	102,537	(6.6)	21,914	(5.2)	7,835	(4.8)	20,573	(3.1)	3,210	(1.9)	54,074	(17.8)	5,976	(△37.2)
５年度	110,756	(8.0)	22,912	(4.6)	8,482	(8.3)	22,201	(7.9)	3,329	(3.7)	60,598	(12.1)	5,045	(△15.6)
６年度	115,609	(4.4)	22,704	(△0.9)	8,559	(0.9)	22,449	(1.1)	3,445	(3.5)	65,518	(8.1)	4,938	(△2.1)

	就職率									
	障害者計		身体障害者		うち重度		知的障害者		うち重度		精神障害者		その他の障害者	
平成26年度	47.2	(1.3)	43.2	(0.8)	40.9	(0.3)	57.9	(1.0)	85.5	(0.7)	47.0	(1.7)	38.8	(2.3)
27年度	48.2	(1.0)	44.2	(1.0)	41.8	(0.9)	59.7	(1.8)	87.7	(2.2)	47.7	(0.7)	39.1	(0.3)
28年度	48.6	(0.4)	44.4	(0.2)	42.7	(0.9)	59.4	(△0.3)	89.5	(1.8)	48.1	(0.4)	41.5	(2.4)
29年度	48.4	(△0.2)	44.2	(△0.2)	42.2	(△0.5)	58.7	(△0.7)	86.1	(△3.4)	48.1	(0.0)	41.2	(△0.3)
30年度	48.4	(0.0)	43.8	(△0.4)	42.0	(△0.2)	62.1	(3.4)	92.6	(6.5)	47.4	(△0.7)	40.4	(△0.8)
令和元年度	46.2	(△2.2)	41.1	(△2.7)	40.4	(△1.6)	59.4	(△2.7)	84.6	(△8.0)	46.2	(△1.2)	36.6	(△3.8)
２年度	42.4	(△3.8)	34.7	(△6.4)	36.9	(△3.5)	57.7	(△1.7)	81.5	(△3.1)	42.6	(△3.6)	38.2	(1.6)
３年度	42.9	(0.5)	35.9	(1.2)	37.9	(1.0)	57.6	(△0.1)	78.2	(△3.3)	42.4	(△0.2)	41.3	(3.1)
４年度	43.9	(1.0)	37.7	(1.8)	39.2	(1.3)	57.8	(0.2)	79.2	(1.0)	43.8	(1.4)	37.0	(△4.3)
５年度	44.4	(0.5)	38.7	(1.0)	38.7	(△0.5)	59.2	(1.4)	78.0	(△1.2)	43.9	(0.1)	34.0	(△3.0)
６年度	43.1	(△1.3)	37.7	(△1.0)	38.6	(△0.1)	55.6	(△3.6)	67.8	(△10.2)	42.8	(△1.1)	34.7	(0.7)

※ ( )内は対前年度比(差)
新規求職申込件数及び就職件数は年度内の累計、有効求職者数は年度末時点の数値

（参考3） 産業別の就職件数

（件、%）

産業	障害者計		身体障害者				知的障害者				精神障害者		その他の障害者	
		構成比		構成比	重度	構成比		構成比	重度	構成比		構成比		構成比
合計	115,609	100	22,704	100	8,559	100	22,449	100	3,445	100	65,518	100	4,938	100
農林漁業	1,050	0.9	162	0.7	44	0.5	231	1.0	36	1.0	601	0.9	56	1.1
鉱業,採石業,砂利採取業	39	0.0	15	0.1	5	0.1	4	0.0	0	0.0	19	0.0	1	0.0
建設業	3,003	2.6	747	3.3	247	2.9	474	2.1	49	1.4	1,634	2.5	148	3.0
製造業	13,417	11.6	2,325	10.2	875	10.2	3,417	15.2	470	13.6	7,062	10.8	613	12.4
電気・ガス・熱供給・水道業	139	0.1	40	0.2	19	0.2	11	0.0	3	0.1	88	0.1	0	0.0
情報通信業	2,059	1.8	341	1.5	177	2.1	211	0.9	36	1.0	1,457	2.2	50	1.0
運輸業,郵便業	4,575	4.0	1,279	5.6	405	4.7	899	4.0	133	3.9	2,223	3.4	174	3.5
卸売業,小売業	11,587	10.0	1,763	7.8	622	7.3	2,925	13.0	436	12.7	6,402	9.8	497	10.1
金融業,保険業	1,363	1.2	352	1.6	125	1.5	129	0.6	18	0.5	852	1.3	30	0.6
不動産業,物品賃貸業	1,256	1.1	305	1.3	109	1.3	188	0.8	30	0.9	702	1.1	61	1.2
学術研究,専門・技術サービス業	2,589	2.2	455	2.0	174	2.0	318	1.4	53	1.5	1,691	2.6	125	2.5
宿泊業,飲食サービス業	4,911	4.2	1,015	4.5	351	4.1	1,275	5.7	180	5.2	2,450	3.7	171	3.5
生活関連サービス業,娯楽業	2,240	1.9	438	1.9	140	1.6	509	2.3	95	2.8	1,210	1.8	83	1.7
教育,学習支援業	2,851	2.5	801	3.5	294	3.4	334	1.5	61	1.8	1,619	2.5	97	2.0
医療,福祉	45,668	39.5	7,623	33.6	3,119	36.4	8,552	38.1	1,393	40.4	27,382	41.8	2,111	42.8
複合サービス事業	938	0.8	191	0.8	66	0.8	213	0.9	26	0.8	495	0.8	39	0.8
サービス業（他に分類されないもの）	12,134	10.5	2,798	12.3	1,018	11.9	2,381	10.6	385	11.2	6,528	10.0	427	8.6
公務・その他	5,790	5.0	2,054	9.0	769	9.0	378	1.7	41	1.2	3,103	4.7	255	5.2

対前年度比

（%）

産業	障害者計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他の障害者
			重度		重度		
産業計	4.4	△ 0.9	0.9	1.1	3.5	8.1	△ 2.1
農林漁業	△ 4.1	△15.6	△24.1	△ 8.0	5.9	1.7	△ 8.2
鉱業,採石業,砂利採取業	2.6	△11.8	△16.7	△20.0	△100.0	35.7	△50.0
建設業	5.2	△ 5.2	△ 3.5	13.1	0.0	8.3	6.5
製造業	2.4	△ 3.8	2.0	△ 1.4	2.8	7.1	△ 1.4
電気・ガス・熱供給・水道業	△ 8.6	△24.5	18.8	△21.4	△25.0	14.3	△100.0
情報通信業	12.1	3.6	20.4	17.9	44.0	16.4	△35.1
運輸業,郵便業	2.1	△ 0.5	△ 0.2	△ 6.6	3.9	7.8	2.4
卸売業,小売業	△ 0.3	△ 8.8	△ 6.6	△ 6.8	△ 1.4	6.8	△11.1
金融業,保険業	12.4	△ 6.1	△10.7	18.3	28.6	21.7	3.4
不動産業,物品賃貸業	5.4	3.7	2.8	△ 2.6	△21.1	7.8	13.0
学術研究,専門・技術サービス業	8.9	6.1	14.5	15.2	12.8	8.8	5.9
宿泊業,飲食サービス業	11.2	3.7	△ 2.5	10.3	13.2	16.8	△ 7.1
生活関連サービス業,娯楽業	2.0	△ 6.0	△13.0	3.9	15.9	5.0	△ 5.7
教育,学習支援業	16.7	16.1	19.0	9.2	38.6	19.6	3.2
医療,福祉	3.4	△ 1.4	△ 1.8	2.7	3.3	5.1	3.0
複合サービス事業	18.1	44.7	69.2	7.6	△ 7.1	20.1	△25.0
サービス業（他に分類されないもの）	5.3	△ 1.3	0.8	1.1	△ 0.8	11.4	△ 9.3
公務・その他	9.9	4.5	13.3	7.1	2.5	15.6	△ 4.9

（参考4） 職業別の就職件数

（件、％）

職業	障害者計		身体障害者				知的障害者				精神障害者		その他の障害者	
		構成比		構成比	重度	構成比		構成比	重度	構成比		構成比		構成比
合計	115,609	100	22,704	100	8,559	100	22,449	100	3,445	100	65,518	100	4,938	100
管理的職業従事者	63	0.1	29	0.1	12	0.1	3	0.0	0	0.0	28	0.0	3	0.1
専門的･技術的職業従事者	7,872	6.8	2,018	8.9	900	10.5	318	1.4	41	1.2	4,997	7.6	539	10.9
事務従事者	29,390	25.4	6,675	29.4	2,753	32.2	2,528	11.3	332	9.6	18,909	28.9	1,278	25.9
販売従事者	4,420	3.8	662	2.9	251	2.9	1,190	5.3	143	4.2	2,370	3.6	198	4.0
サービス職業従事者	16,470	14.2	3,118	13.7	1,064	12.4	3,750	16.7	521	15.1	8,858	13.5	744	15.1
保安職業従事者	1,557	1.3	645	2.8	196	2.3	165	0.7	12	0.3	673	1.0	74	1.5
農林漁業従事者	3,039	2.6	377	1.7	115	1.3	864	3.8	152	4.4	1,680	2.6	118	2.4
生産工程従事者	12,918	11.2	1,952	8.6	729	8.5	3,259	14.5	452	13.1	7,062	10.8	645	13.1
輸送･機械運転従事者	3,330	2.9	1,576	6.9	476	5.6	167	0.7	15	0.4	1,415	2.2	172	3.5
建設･採掘従事者	1,253	1.1	283	1.2	81	0.9	279	1.2	22	0.6	641	1.0	50	1.0
運搬･清掃･包装等従事者	35,297	30.5	5,369	23.6	1,982	23.2	9,926	44.2	1,755	50.9	18,885	28.8	1,117	22.6
分類不能の職業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

対前年度比

（%）

職業	障害者計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他の障害者
			重度		重度		
職業計	4.4	△ 0.9	0.9	1.1	3.5	8.1	△ 2.1
管理的職業従事者	△ 6.0	11.5	50.0	50.0	－	△20.0	△25.0
専門的･技術的職業従事者	△ 1.5	△11.2	△14.3	△ 6.2	24.2	4.4	△ 9.4
事務従事者	10.1	3.4	5.2	6.8	19.9	13.9	0.6
販売従事者	△ 2.8	△ 8.2	△ 2.3	△ 7.0	△13.3	2.8	△17.2
サービス職業従事者	11.7	2.5	5.9	11.5	7.2	16.0	5.7
保安職業従事者	10.7	7.5	23.3	19.6	9.1	12.7	4.2
農林漁業従事者	△ 4.5	△ 8.3	△17.9	△ 4.7	△14.6	△ 3.1	△ 9.9
生産工程従事者	0.1	△ 5.3	△ 5.4	△ 5.9	3.9	4.5	3.2
輸送･機械運転従事者	7.0	4.1	11.7	18.4	0.0	9.3	6.2
建設･採掘従事者	5.1	4.8	15.7	3.0	△24.1	9.0	△20.6
運搬･清掃･包装等従事者	1.1	△ 3.0	0.1	△ 0.1	3.2	3.4	△ 5.4
分類不能の職業	－	－	－	－	－	－	－

（参考５）　身体障害者の部位別職業紹介状況

	①新規求職申込件数		②有効求職者数		③就職件数		④就職率(③/①)	
		対前年度比		対前年度比		対前年度比		対前年度差
視覚障害	4,311	0.9	8,366	△ 9.7	1,524	△ 8.5	35.4	△ 3.6
うち重度	2,281	0.5	4,640	△ 9.6	825	△ 8.3	36.2	△ 3.5
聴覚・言語障害	7,684	△ 1.3	12,159	△ 12.2	3,284	0.3	42.7	0.7
うち重度	3,520	△ 3.8	5,585	△ 14.2	1,569	△ 1.6	44.6	1.0
肢体不自由	28,775	1.9	52,616	△ 11.4	11,095	△ 2.5	38.6	△ 1.7
うち重度	6,612	2.1	13,347	△ 10.4	2,552	4.4	38.6	0.8
上　肢	11,022	1.6	19,753	△ 10.6	4,399	△ 0.1	39.9	△ 0.7
うち重度	3,645	2.1	7,226	△ 9.4	1,442	7.2	39.6	1.9
下　肢	14,624	1.1	26,814	△ 12.3	5,571	△ 4.3	38.1	△ 2.2
うち重度	2,026	3.9	4,102	△ 10.9	751	0.7	37.1	△ 1.2
体　幹	2,672	8.8	5,130	△ 8.9	963	△ 2.7	36.0	△ 4.3
うち重度	694	△ 2.5	1,512	△ 12.1	269	1.5	38.8	1.6
脳病変	457	△ 4.4	919	△ 17.3	162	△ 3.0	35.4	0.5
うち重度	247	2.1	507	△ 15.8	90	1.1	36.4	△ 0.4
内部障害	18,419	2.2	33,610	△ 9.9	6,496	2.1	35.3	0.0
うち重度	9,683	2.4	18,471	△ 10.2	3,590	1.7	37.1	△ 0.2
その他の身体障害	1,063	23.0	1,315	19.1	305	34.4	28.7	2.4
うち重度	81	9.5	125	26.3	23	109.1	28.4	13.5
身体障害者計	60,252	1.8	108,066	△ 10.6	22,704	△ 0.9	37.7	△ 1.0
うち重度	22,177	1.1	42,168	△ 10.6	8,559	0.9	38.6	△ 0.1

（参考６）　就労継続支援Ａ型事業所への就職件数

	就労継続支援A型事業所への就職件数	対前年度比
令和2年度	18,569	-
3年度	21,554	16.1
4年度	25,122	16.6
5年度	29,081	15.8
6年度	29,613	1.8

※ 就労継続支援A型事業所への就職件数は、令和2年1月のハローワークシステム刷新に伴い、令和2年度分から集計方法を変更している。

（参考７）障害者の解雇者数

１．解雇者数の推移

年　度	解雇者数			障害種別		
	年　度　計	上半期	下半期	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成26年度	1,192	491	701	714	379	99
平成27年度	1,448	688	760	723	395	330
平成28年度	1,335	757	578	588	428	319
平成29年度	2,272	1,166	1,106	714	735	823
平成30年度	1,980	815	1,165	782	607	591
令和元年度	2,074	871	1,203	844	636	594
令和２年度	2,191	1,213	978	951	641	599
令和３年度	1,656	976	680	718	468	470
令和４年度	1,605	850	755	499	562	544
令和５年度	2,407	807	1,600	738	733	936
令和６年度	9,312	5,811	3,501	1,999	3,069	4,244

２．理由別解雇者数

理由／月	事業廃止		事業縮小		その他		計		対前年同期比
令和６年４月	623	(64)	361	(81)	29	(19)	1,013	(164)	517.7
令和６年５月	652	(82)	565	(41)	134	(1)	1,351	(124)	989.5
令和６年６月	559	(39)	318	(72)	15	(5)	892	(116)	669.0
令和６年７月	481	(76)	333	(33)	13	(4)	827	(113)	631.9
令和６年８月	595	(91)	279	(51)	11	(4)	885	(146)	506.2
令和６年９月	632	(72)	207	(70)	4	(2)	843	(144)	485.4
令和６年10月	486	(56)	232	(24)	11	(7)	729	(87)	737.9
令和６年11月	385	(87)	239	(48)	12	(12)	636	(147)	332.7
令和６年12月	367	(150)	160	(50)	9	(8)	536	(208)	157.7
令和７年１月	178	(83)	53	(56)	6	(4)	237	(143)	65.7
令和７年２月	432	(99)	243	(88)	4	(5)	679	(192)	253.6
令和７年３月	473	(341)	205	(472)	6	(10)	684	(823)	△ 16.9
年度計	5,863	(1,240)	3,195	(1,086)	254	(81)	9,312	(2,407)	286.9

※　（　）内は前年同月値

３．都道府県別　解雇届の受理状況（解雇者数）

	令和６年度	令和５年度
合計	9,312	2,407
北海道	656	148
青森	253	206
岩手	97	72
宮城	140	42
秋田	123	64
山形	69	16
福島	38	17
茨城	77	51
栃木	262	48
群馬	40	19
埼玉	56	65
千葉	99	51
東京	350	171
神奈川	158	38
新潟	151	67
富山	200	65
石川	62	6
福井	144	5
山梨	22	22
長野	139	15
岐阜	418	92
静岡	397	22
愛知	1,113	74
三重	430	114
滋賀	27	8
京都	181	37
大阪	841	66
兵庫	354	109
奈良	43	50
和歌山	25	8
鳥取	20	10
島根	55	7
岡山	557	130
広島	114	47
山口	21	22
徳島	136	17
香川	39	18
愛媛	102	49
高知	9	6
福岡	460	55
佐賀	72	14
長崎	42	52
熊本	188	98
大分	34	12
宮崎	64	6
鹿児島	161	52
沖縄	273	44

※　解雇届については事業所を管轄する労働局ごとに計上しており、
障害者の居住地により計上したものではない。

障害者の解雇者数について（令和６年度）

労働政策審議会障害者雇用分科会
第135回(R7.7.14)　参考資料３－２

※ 第7回 今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会（令和7年6月25日） 参考資料2 再掲

◎ 令和6年度にハローワークが解雇届により把握した障害者の解雇者数は9,312人であり、そのうち就労継続支援A型事業所（※1）の利用者であった者は7,292人だった。
◎ 就労継続支援A型事業所（※1）を解雇された者のうち、再就職決定者は2,171人、就労継続支援B型事業所等への移行（予定）者は3,834人であり、こうした方々が全体の8割程度を占めている（※2）。

（令和6年度の解雇者数推移）

（人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
全数	1,013	1,351	892	827	885	843	729	636	536	237	679	684	9,312
うち、A型事業所（※1）	887	1,241	751	702	683	640	503	473	342	127	490	453	7,292

（令和6年度のA型事業所の解雇者の再就職状況等）（※2）

（人）

解雇者数	再就職決定者数	うち、A型事業所への就職	B型事業所等への移行（予定）者数	求職中の人数	うち、ハローワークで再就職支援中	その他（※3）
7，292	2，171	1，573	3，834	856	833	431

（※1）就労継続支援A型事業所は各月内に10人以上の解雇が発生した事業所に限る。
　　約9割は生産活動収支が赤字の事業所。
（※2）令和7年4月末時点の把握状況
（※3）「その他」は令和7年4月末時点で今後の意向が未定である者、再就職の希望がない者等が含まれる。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

令和７年６月 25 日
【照会先】
職業安定局 障害者雇用対策課
課　長　西澤　栄晃
障害者雇用促進研究官　澤口　浩司
（代表電話）03(5253)1111（内線)5821
（直通電話）03(3502)6775

報道関係者　各位

「雇用の分野における障害者の差別禁止・合理的配慮の提供義務に係る相談等実績（令和６年度）」を公表します

～ 相談件数が前年度より増加 ～

厚生労働省は、このたび、都道府県労働局や公共職業安定所（ハローワーク）における「雇用の分野における障害者の差別禁止・合理的配慮の提供義務に係る相談等実績（令和６年度）」を取りまとめたので、公表します。

ハローワークに寄せられた障害者差別および合理的配慮の提供に関する相談は 438 件で、前年度に比べて 78.8%増加しました。

また、都道府県労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は２件と前年度の 10 件から減少、障害者雇用調停会議による調停申請受理件数は 11 件と前年度の９件から増加しました（詳細は「集計結果の主なポイント」を参照。）。

厚生労働省では、雇用分野における障害者の差別禁止・合理的配慮の提供義務に係る制度※の施行状況を踏まえ、制度の更なる周知に努めます。同時に、公共職業安定所などに寄せられる相談への適切な対応と紛争解決のための業務の的確な実施に取り組んでいきます。

【集計結果の主なポイント】

［資料１　図表１］

・　公共職業安定所に寄せられた障害者差別及び合理的配慮の提供に関する相談は 438 件（対前年度比 78.8%増）。
（うち障害者差別に関する相談は 98 件、合理的配慮の提供に関する相談は 340 件）

［資料１　図表６・図表７］

・　公共職業安定所が行った事業主への助言件数は 13 件*。
指導件数は１件、都道府県労働局長が行った勧告件数は、前年度に引き続き０件。
（*　法違反に係る助言件数を計上）

［資料１　図表８］

・　都道府県労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は２件（前年度 10 件）。

［資料１　図表９］

・　障害者雇用調停会議による調停申請受理件数は 11 件（前年度９件）。

※［資料２～４］雇用の分野における障害者の差別禁止・合理的配慮の提供義務に係る制度について

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）では、全ての事業主に対して、障害者であることを理由とした障害者でない者との不当な差別的取扱いの禁止（法第 34 条及び第 35 条）、障害者に対する合理的配慮の提供義務（法第 36 条の２から第 36 条の４まで）、障害者からの苦情を自主的に解決することの努力義務（法第 74 条の４）を規定している。

事業主による法令違反等事案に対しては、公共職業安定所等が行う助言、指導又は勧告（法第 36 条の６）により是正を図っている。

なお、障害のある労働者と事業主の話合いによる自主的な解決が難しい場合は、関係当事者の申立て等に基づき、①都道府県労働局長による助言、指導又は勧告(法第 74 条の６)、又は②障害者雇用調停会議による調停（法第 74 条の７及び第 74 条の８）により、紛争の早期解決を支援している。

【添付資料】

資料１　令和６年度　都道府県労働局職業安定部・公共職業安定所での法施行状況
～雇用の分野における障害者の差別禁止・合理的配慮の提供義務に係る相談等実績～

資料２　雇用の分野における障害者の差別禁止及び合理的配慮の提供義務

資料３　障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止・合理的配慮の提供義務に係る紛争解決手続

資料４　【関係条文抜粋】障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）

（資料１）

令和６年度　都道府県労働局職業安定部・公共職業安定所での法施行状況
～雇用の分野における障害者の差別禁止・合理的配慮の提供義務に係る相談等実績～

１　公共職業安定所等で取り扱った相談、助言・指導・勧告の状況

（１）公共職業安定所への相談

◆ 令和６年度に公共職業安定所に寄せられた障害者差別及び合理的配慮の提供に関する相談は、438 件（図表１）。

○　令和６年度に、障害者や事業主等から公共職業安定所に寄せられた相談のうち、障害者差別に関する相談は 98 件、合理的配慮の提供に関する相談は 340 件であった（図表１）。

○　相談者の内訳は、障害者からの相談が 391 件、事業主からの相談が 32 件、その他（家族等）が 15 件であった（図表２）。

○　障害者差別に関する相談内容として、「募集・採用時」が最も多く、次いで「配置」「解雇」に関するもの、合理的配慮の提供に関する相談内容として、「上司・同僚の障害理解に関するもの」「相談体制の整備、コミュニケーションに関するもの」「業務内容・業務量に関するもの」が多かった（図表３、４）。

○　相談後の状況は、「HW において確認後、助言等を実施（法違反は確認されず）」「相談のみで終了」が多かった。（図表５）

図表１　内容別相談件数の推移（過去５か年度）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
障害者差別	69	55	37	31	98
合理的配慮の提供	177	189	188	214	340
合計	246	244	225	245	438

図表２　相談者別相談件数の推移（過去５か年度）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
障害者	232	227	213	226	391
事業主	9	8	6	6	32
その他（家族等）	5	9	6	13	15
合計	246	244	225	245	438

図表３　障害者差別に関する相談内容

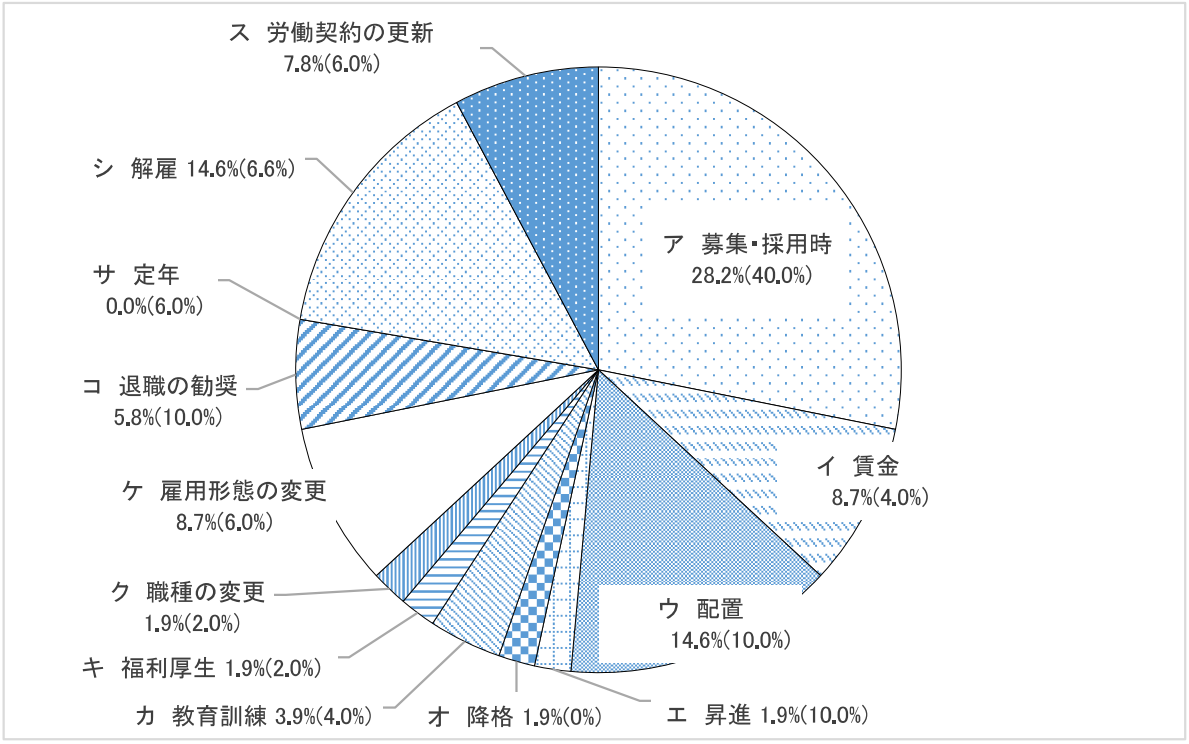

（注）・該当する内容ごとに複数計上している場合もあるため、障害者差別に関する相談件数の計（98 件）とは一致しない。
・カッコ内は前年度実績。

図表４　合理的配慮の提供に関する相談内容

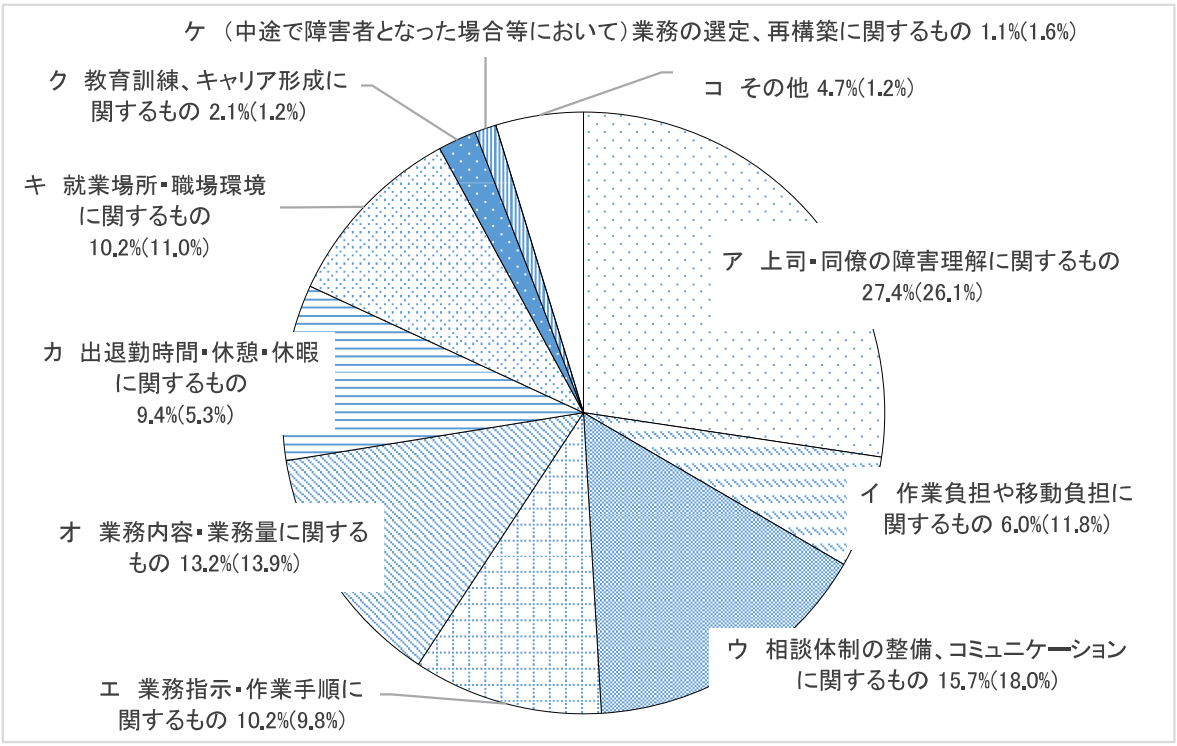

（注）・該当する内容ごとに複数計上している場合もあるため、合理的配慮の提供に関する相談件数の計（340 件）とは一致しない。
・カッコ内は前年度実績。

図表５　相談後の状況

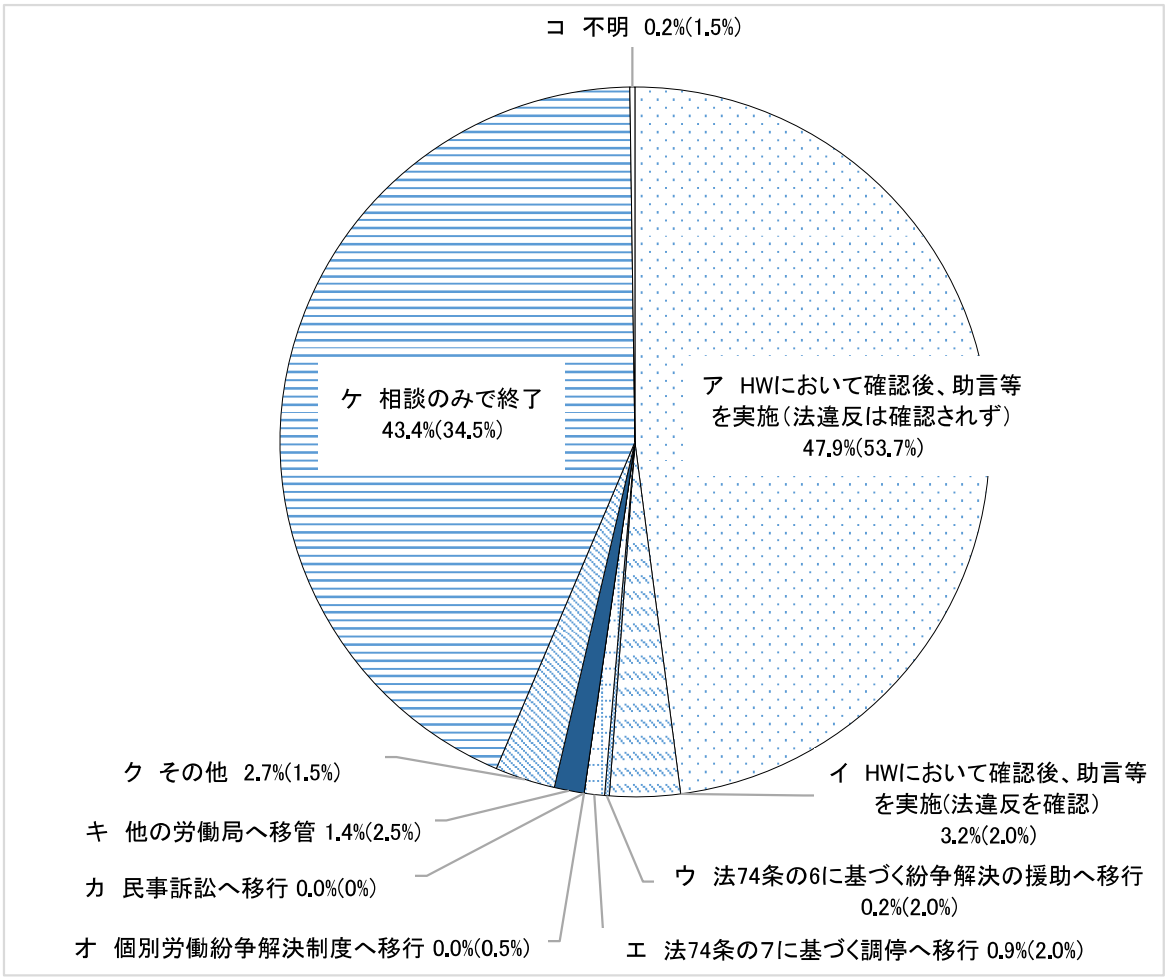

（注）・令和６年３月 31 日時点の状況。
・カッコ内は前年度実績。
・「ケ　相談のみで終了」には継続中の相談を含む。

（２）公共職業安定所等が行った助言・指導・勧告※1（障害者雇用促進法第 36 条の 6）

◆ 公共職業安定所が行った助言件数は 13 件※2（図表６）、指導件数は１件（図表７）。都道府県労働局職業安定部が行った勧告件数は０件※3。

※１： 厚生労働大臣は、法第 34 条及び第 35 条（障害者に対する差別の禁止）並びに第 36 条の２から第 36 条の４まで（障害者に対する合理的配慮の提供義務）の規定の施行に関し、必要と認めるときは、助言・指導・勧告をすることができる。

助言は、公共職業安定所が法違反等について口頭により行う。

指導は、助言を行った事案のうち法違反に係る場合で、是正の意思が確認できないものについて、公共職業安定所長名の指導書交付により行う。

勧告は、指導によっても法違反が是正されない事案について、労働局長名の勧告書交付により行う。

※２： 令和３年度実績より、法違反に係る助言件数を計上。また、障害者虐待に係る事案を端緒に法違反を確認し、助言に至ったものも含まれる。

※３： 令和２年度～令和６年度の勧告件数は０件。

○ 公共職業安定所が行った助言件数の内訳は、障害者差別に関する助言が２件、合理的配慮の提供に関する助言が 11 件であった（図表６）。

図表６ 内容別助言件数の推移（過去５か年度）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
障害者差別	9	3	0	4	2
合理的配慮の提供	45	6	1	14	11
合計	54	9	1	18	13

図表７ 内容別指導件数の推移（過去５か年度）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
障害者差別	0	0	0	0	0
合理的配慮の提供	0	0	0	2	1
合計	0	0	0	2	1

（資料１）

２　都道府県労働局職業安定部で取り扱った紛争解決の援助

（１）労働局長による紛争解決の援助（障害者雇用促進法第 74 条の 6）

◆ 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数２件（図表８）。

○　障害者差別に関する援助申立受理件数が０件、合理的配慮の提供に関する援助申立受理件数が２件であった（図表８）。

図表８　内容別紛争解決援助申立受理件数の推移（過去５か年度）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
障害者差別	3	1	0	1	0
合理的配慮の提供	9	1	1	9	2
合計	12	2	1	10	2

（２）障害者雇用調停会議による調停（障害者雇用促進法第 74 条の 7 及び第 74 条の 8）

◆　障害者雇用調停会議による調停申請受理件数は 11 件。（図表９）

○　障害者差別に関する調停申請受理件数が５件、合理的配慮の提供に関する調停申請受理件数が６件であった(図表９)。

○　調停の実施結果をみると、令和６年度中に申請を受理し、調停を開始した８件のうち２件については、関係当事者双方が調停案を受諾した。

図表９　調停申請受理件数の推移（過去５か年度）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
障害者差別	1	4	0	2	5
合理的配慮の提供	4	6	9	7	6
合計	5	10	9	9	11

（資料2）

雇用の分野における障害者の差別禁止及び合理的配慮の提供義務

障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務について

◎　障害者に対する**差別禁止※1、合理的配慮の提供義務※2 を規定**【施行期日 平成28年4月1日】

※1　不当な差別的取扱いを禁止。このため、職業能力等を適正に評価した結果といった合理的な理由による異なる取扱いが禁止されるものではない。

※2　事業主に対して過重な負担を及ぼすときは提供義務を負わない。

◎　必要があると認めるときは、**厚生労働大臣から事業主に対し、助言、指導又は勧告**を実施。

【差別の主な具体例】

募集・採用の機会	○　身体障害（車いすの利用、人工呼吸器等の使用の否定を含む）、知的障害、精神障害があることを理由として、募集・採用を拒否すること　　など
賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用など	障害者であることを理由として、以下のような不当な差別的取扱いを行うこと ○　賃金を引き下げること、低い賃金を設定すること、昇給をさせないこと ○　研修、現場実習をうけさせないこと ○　食堂や休憩室の利用を認めないこと　　など

【合理的配慮の主な具体例】

募集・採用の配慮	○　問題用紙を点訳・音訳すること・試験などで拡大読書器を利用できるようにすること・試験の回答時間を延長すること・回答方法を工夫すること　　など
施設の整備、援助を行う者の配置など	○　車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること ○　文字だけでなく口頭での説明を行うこと・口頭だけでなくわかりやすい文書・絵図を用いて説明すること・筆談ができるようにすること ○　手話通訳者・要約筆記者を配置・派遣すること、雇用主との間で調整する相談員を置くこと ○　通勤時のラッシュを避けるため勤務時間を変更すること　　など

障害者差別禁止指針（平成27年３月25日厚生労働大臣告示）

障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針（概要）

（1）基本的な考え方

○ 対象となる事業主の範囲は、すべての事業主。

○ 対象となる障害者の範囲 ： 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者。
⇒ 障害者手帳所持者に限定されない。

○ 障害者であることを理由とする差別（直接差別）を禁止。
（車いす、補助犬その他の支援器具などの利用、介助者の付き添いなどの利用を理由とする不当な不利益取扱いを含む）

○ 事業主や同じ職場で働く者が、障害特性に関する正しい知識の取得や理解を深めることが重要。

（2）差別の禁止

○ 募集・採用、賃金、配置、昇進、降格、教育訓練などの各項目において、障害者であることを理由に障害者を排除することや、障害者に対してのみ不利な条件とすることなどが、差別に該当するとして整理。

例：募集・採用　イ　障害者であることを理由として、障害者を募集又は採用の対象から排除すること。
ロ　募集又は採用に当たって、障害者に対してのみ不利な条件を付すこと。
ハ　採用の基準を満たす者の中から障害者でない者を優先して採用すること。

○ ただし、次の措置を講ずることは、障害者であることを理由とする差別に該当しない。

- 積極的差別是正措置として、障害者を有利に取り扱うこと。
- 合理的配慮を提供し、労働能力などを適正に評価した結果、異なる取扱いを行うこと。
- 合理的配慮の措置を講ずること。 など

（参考）差別に該当すると考えられる例

１　募集及び採用

- 単に障害者だからという理由で、障害者を募集の対象としないこと。
- 単に障害者だからという理由で、障害者に対してのみ特定の資格を有することを応募要件とすること。
- 採用基準を満たす者が複数名存在した場合に、その労働能力等に基づくことなく、障害者でない者から順番に採用すること。

２　賃金

- 労働能力等に基づくことなく、単に障害者だからという理由で、障害者に対してのみ賞与を支給しないこと。
- 昇給に当たって、障害者に対してのみ試験を課すこと。

３　配置

- 労働能力等に基づくことなく、単に障害者だからという理由で、特定の仕事を割り当てること。
（合理的配慮として、障害者本人の障害特性や労働能力、適性等を考慮して特定の仕事を割り当てる場合を除く。）
- 営業職への配置に当たって、障害者に対してのみ資格取得を条件とすること。
- 営業職への配置の基準を満たす労働者が障害者を含めて複数いる場合に、障害者でない者から順番に営業職に配置すること。

４　昇進

- 労働能力等に基づくことなく、単に障害者だからという理由で、障害者を昇進の対象としないこと。
- 障害者に対してのみ上司の推薦を昇進の要件とすること。
- 昇進基準を満たす者が障害者を含めて複数いる場合に、労働能力等に基づくことなく、単に障害者だからという理由で、障害者でない者を優先して昇進の対象とすること。

５　降格

- 労働能力等に基づくことなく、単に障害者だからという理由で、障害者に対してのみ降格の対象とすること。
- 障害者でない者については成績が最低の者のみを降格の対象とするが、障害者については成績が平均以下の者を降格の対象とすること。
- 降格基準を満たす者が障害者を含めて複数いる場合に、労働能力等に基づくことなく、単に障害者だからという理由で、障害者を優先して降格の対象とすること。

（参考）差別に該当すると考えられる例

６　教育訓練

- 一定の職務に従事する者を対象とする教育訓練を行うに当たって、障害者でない者は教育訓練の対象としているが、障害者は教育訓練の対象としないこと。
- 一定の職務に従事する者を対象とする教育訓練を行うに当たって、労働能力等に基づくことなく、障害者については、障害者でない者と比較して長い勤続年数を教育訓練の受講要件とすること。

７　福利厚生

- 企業が福利厚生の措置を行っている場合に、単に障害者だからという理由で、当該福利厚生の措置の対象としないこと。
- 私的保険制度の補助、奨学金の支給等の福利厚生の措置を行っている場合に、障害者に対してのみ、特別な条件を付すこと。
- 障害者と障害者でない者が等しく要件を満たしているにも関わらず、障害者でない者を優先して住宅資金の貸付等の福利厚生の措置の対象とすること。

８　職種の変更

- 労働能力等に基づくことなく、単に障害者だからという理由で、障害者だけを総合職から一般職に変更させること。
- 労働能力等に基づくことなく、単に障害者だからという理由で、障害者だけを、一般職から総合職への変更の対象から排除すること。
- 一般職から総合職への職種の変更に当たって、障害者に対してのみ長期の勤続年数の要件を付すこと。

９　雇用形態の変更

- 労働能力等に基づくことなく、単に障害者だからという理由で、障害者だけを、フルタイムからパートタイムに変更させること。
- 労働能力等に基づくことなく、単に障害者だからという理由で、障害者だけを、パートタイムからフルタイムへの変更の対象から排除すること。
- パートタイムからフルタイムへの変更の基準を満たす労働者の中から、障害者でない者を優先してその対象とすること。

１０　退職の勧奨

- 労働能力等に基づくことなく、単に障害者だからという理由で、障害者のみを退職の勧奨の対象とすること。
- 障害者でない者については成績が最低の者のみを退職の勧奨の対象とするが、障害者については平均以下の者を退職の勧奨の対象とすること。
- 退職の勧奨の対象となる基準を満たす者が障害者を含めて複数いる場合に、労働能力等に基づくことなく、単に障害者だからという理由で、障害者を優先して退職の勧奨の対象とすること。

（参考）差別に該当すると考えられる例

11　定年

- 障害者でない者には定年を定めない一方で、障害者のみ定年を60歳と定めること。
- 障害者でない者の定年は65歳とする一方で、障害者の定年は60歳とすること。

12　解雇

- 労働能力等に基づくことなく、単に障害者だからという理由で、解雇の対象とすること。
- 障害者でない者については成績が最低の者のみを解雇の対象とするが、障害者については成績が平均以下の者を解雇の対象とすること。
- 労働能力等に基づくことなく、単に障害者だからという理由で、障害者を優先して解雇の対象とすること。

13　労働契約の更新

- 労働能力等に基づくことなく、単に障害者だからという理由で、障害者に対してのみ、労働契約を更新しないこと。
- 労働契約の更新の際、障害者に対してのみ、一定以上の成績を上げていることを条件とすること。
- 労働能力等に基づくことなく、障害者でない者を優先して労働契約更新の対象とすること。

合理的配慮指針（平成27年３月25日厚生労働大臣告示）

雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針（概要）

（1）基本的な考え方

○ 対象となる事業主の範囲は、すべての事業主。

○ 対象となる障害者の範囲 ： 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者。

⇒ 障害者手帳所持者に限定されない。

○ 合理的配慮は、個々の事情を有する障害者と事業主との相互理解の中で提供されるべき性質のもの。

（2）合理的配慮の内容

○ 合理的配慮の事例として、多くの事業主が対応できると考えられる措置の例を「別表」として記載。

（別表の記載例）

【募集及び採用時】

- 募集内容について、音声等で提供すること。（視覚障害）
- 面接を筆談等により行うこと。（聴覚・言語障害）　　など

【採用後】

- 机の高さを調節すること等作業を可能にする工夫を行うこと。（肢体不自由）
- 本人の習熟度に応じて業務量を徐々に増やしていくこと。（知的障害）
- 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。（精神障害ほか）　など

（3）合理的配慮の手続

○　募集・採用時：　障害者から事業主に対し、支障となっている事情などを申し出る。
　　採　　用　　後：　事業主から障害者に対し、職場で支障となっている事情の有無を確認する。

○　合理的配慮に関する措置について、事業主と障害者で話し合う。

○　合理的配慮に関する措置を確定し、講ずることとした措置の内容及び理由（「過重な負担」にあたる場合は、その旨及びその理由）を障害者に説明する。採用後において、措置に一定の時間がかかる場合はその旨を障害者に説明する。

※　障害者の意向確認が困難な場合、就労支援機関の職員等に障害者の補佐を求めても差し支えない。

（4）過重な負担

○　合理的配慮の提供の義務は、事業主に対して「過重な負担」を及ぼすこととなる場合を除く。
事業主は、過重な負担に当たるか否かについて、次の要素を総合的に勘案しながら個別に判断する。

①　事業活動への影響の程度、　②実現困難度、　③費用・負担の程度、
④　企業の規模、　⑤企業の財務状況、　⑥公的支援の有無

○　事業主は、過重な負担に当たると判断した場合は、その旨及びその理由を障害者に説明する。その場合でも、事業主は、障害者の意向を十分に尊重した上で、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮の措置を講ずる。

（5）相談体制の整備

○　事業主は、障害者からの相談に適切に対応するために、必要な体制の整備や、相談者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を労働者に周知する。

○　事業主は、相談したことを理由とする不利益取扱いの禁止を定め、当該措置を講じていることについて、労働者に周知する。

など

（参考）　合理的配慮の具体例（指針別表の事例）

障害区分	場面	事　例	事例集ページ（※）
視覚障害	募集及び採用時	・　募集内容について、音声等で提供すること。 ・　採用試験について、点字や音声等による実施や、試験時間の延長を行うこと。	5
	採用後	・　業務指導や相談に関し、担当者を定めること。 ・　拡大文字、音声ソフト等の活用により業務が遂行できるようにすること。 ・　出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。 ・　職場内の机等の配置、危険箇所を事前に確認すること。 ・　移動の支障となる物を通路に置かない、机の配置や打合せ場所を工夫する等により職場内での移動の負担を軽減すること。 ・　本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。	6
聴覚・言語障害	募集及び採用時	・　面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めること。 ・　面接を筆談等により行うこと。	16
	採用後	・　業務指導や相談に関し、担当者を定めること。 ・　業務指示・連絡に際して、筆談やメール等を利用すること。 ・　出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。 ・　危険箇所や危険の発生等を視覚で確認できるようにすること。 ・　本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。	18

（参考）　合理的配慮の具体例（指針別表の事例）

障害区分	場面	事　例	事例集ページ(※)
肢体不自由	募集及び採用時	・　面接の際にできるだけ移動が少なくて済むようにすること。	26
	採用後	・　業務指導や相談に関し、担当者を定めること。 ・　移動の支障となる物を通路に置かない、机の配置や打合せ場所を工夫する等により職場内での移動の負担を軽減すること。 ・　机の高さを調節すること等作業を可能にする工夫を行うこと。 ・　スロープ、手すり等を設置すること。 ・　体温調整しやすい服装の着用を認めること。 ・　出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。 ・　本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。	27
内部障害	募集及び採用時	・　面接時間について、体調に配慮すること。	38
	採用後	・　業務指導や相談に関し、担当者を定めること。 ・　出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。 ・　本人の負担の程度に応じ、業務量等を調整すること。 ・　本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。	39

（参考）　合理的配慮の具体例（指針別表の事例）

障害区分	場面	事　例	事例集ページ（※）
知的障害	募集及び採用時	・　面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めること。	45
	採用後	・　業務指導や相談に関し、担当者を定めること。 ・　本人の習熟度に応じて業務量を徐々に増やしていくこと。 ・　図等を活用した業務マニュアルを作成する、業務指示は内容を明確にし、一つずつ行う等作業手順を分かりやすく示すこと。 ・　出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。 ・　本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。	46
精神障害	募集及び採用時	・　面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めること。	56
	採用後	・　業務指導や相談に関し、担当者を定めること。 ・　業務の優先順位や目標を明確にし、指示を一つずつ出す、作業手順を分かりやすく示したマニュアルを作成する等の対応を行うこと。 ・　出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。 ・　できるだけ静かな場所で休憩できるようにすること。 ・　本人の状況を見ながら業務量等を調整すること。 ・　本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。	57

（参考）　合理的配慮の具体例（指針別表の事例）

障害区分	場面	事　例	事例集ページ（※）
発達障害	募集及び採用時	・　面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めること。 ・　面接・採用試験について、文字によるやりとりや試験時間の延長等を行うこと。	68
	採用後	・　業務指導や相談に関し、担当者を定めること。 ・　業務指示やスケジュールを明確にし、指示を一つずつ出す、作業手順について図等を活用したマニュアルを作成する等の対応を行うこと。 ・　出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。 ・　感覚過敏を緩和するため、サングラスの着用や耳栓の使用を認める等の対応を行うこと。 ・　本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。	70
難病に起因する障害	募集及び採用時	・　面接時間について、体調に配慮すること。 ・　面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めること。	81
	採用後	・　業務指導や相談に関し、担当者を定めること。 ・　出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。 ・　本人の負担の程度に応じ、業務量等を調整すること。 ・　本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。	82

（参考）　合理的配慮の具体例（指針別表の事例）

障害区分	場面	事　例	事例集ページ（※）
高次脳機能障害	募集及び採用時	・　面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めること。	88
	採用後	・　業務指導や相談に関し、担当者を定めること。 ・　仕事内容等をメモにする、一つずつ業務指示を行う、写真や図を多用して作業手順を示す等の対応を行うこと。 ・　出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。 ・　本人の負担の程度に応じ、業務量等を調整すること。 ・　本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。	89

（※）「合理的配慮指針事例集【第五版】」における掲載ページ

障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止・合理的配慮の提供義務に係る紛争解決手続

（資料3）

○ 障害者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供に関し、ハローワークが中心となって助言・指導・勧告を行う（法第36条の6）。

○ 事業主と障害者の間で話合いが円滑に進まず、紛争に発展した場合、当該事項に係る紛争は、**都道府県労働局長が 必要な助言、指導又は勧告をする**（法第74条の6）とともに、**創設した調停制度の対象**となる（法第74条の7、8）。

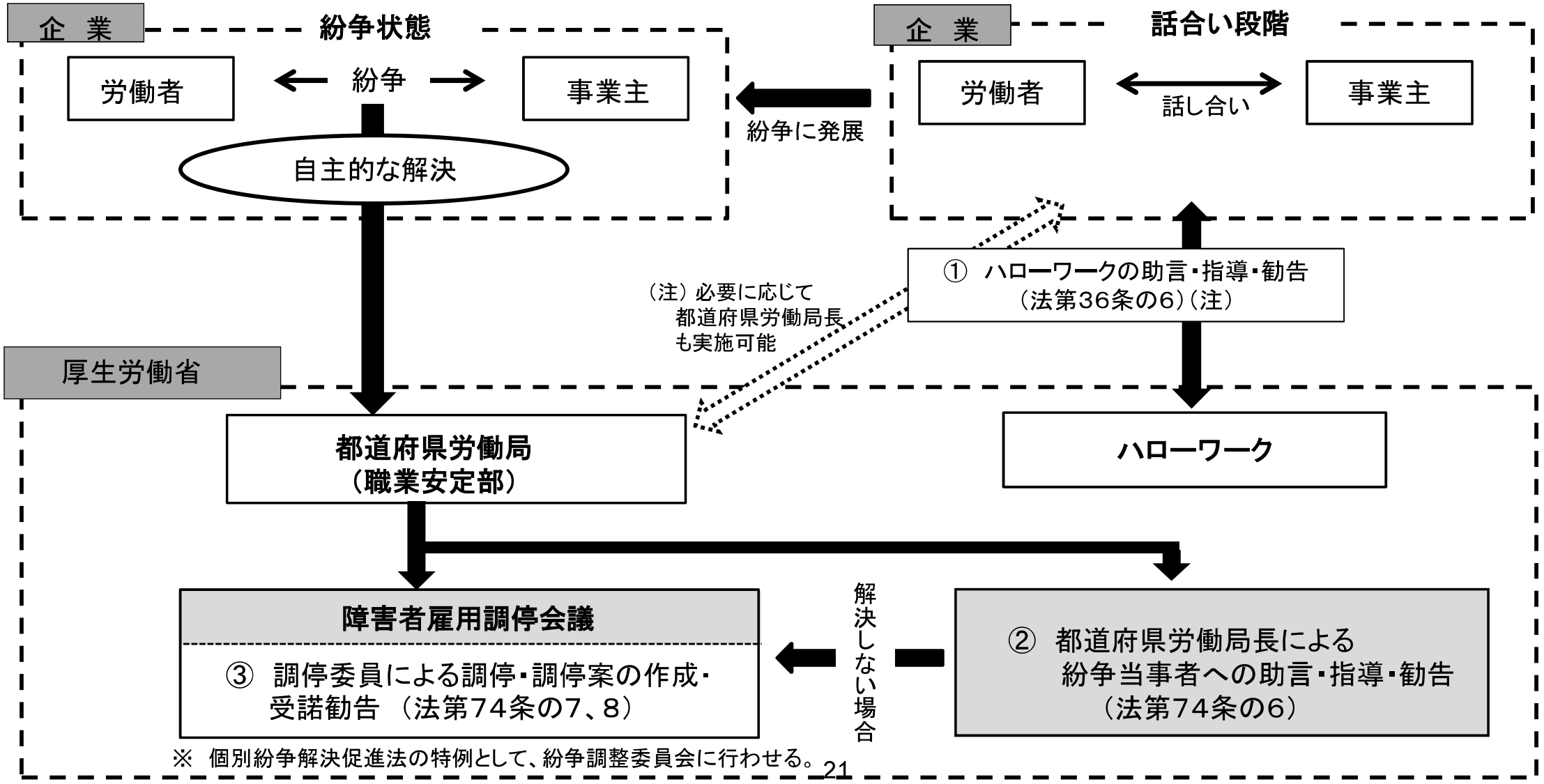

※ 個別紛争解決促進法の特例として、紛争調整委員会に行わせる。

（資料4）

【関係条文抜粋】

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）

第二章の二　障害者に対する差別の禁止等

（障害者に対する差別の禁止）

第三十四条　事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。

第三十五条　事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

（障害者に対する差別の禁止に関する指針）

第三十六条　厚生労働大臣は、前二条の規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「差別の禁止に関する指針」という。）を定めるものとする。

２　第七条第三項及び第四項の規定は、差別の禁止に関する指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第三項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置）

第三十六条の二　事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となつている事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の三　事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつている事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の四　事業主は、前二条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。
２　事業主は、前条に規定する措置に関し、その雇用する障害者である労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等に関する指針）
第三十六条の五　厚生労働大臣は、前三条の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「均等な機会の確保等に関する指針」という。）を定めるものとする。
２　第七条第三項及び第四項の規定は、均等な機会の確保等に関する指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第三項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（助言、指導及び勧告）
第三十六条の六　厚生労働大臣は、第三十四条、第三十五条及び第三十六条の二から第三十六条の四までの規定の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、助言、指導又は勧告をすることができる。

第三章の二　紛争の解決
第一節　紛争の解決の援助
（苦情の自主的解決）
第七十四条の四　事業主は、第三十五条及び第三十六条の三に定める事項に関し、障害者である労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業所の労働者を代表する者を構成員とする当該事業所の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理を委ねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）
第七十四条の五　第三十四条、第三十五条、第三十六条の二及び第三十六条の三に定める事項についての障害者である労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第七十四条の八までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第七十四条の六　都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

２　事業主は、障害者である労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節　調停

（調停の委任）

第七十四条の七　都道府県労働局長は、第七十四条の五に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。

２　前条第二項の規定は、障害者である労働者が前項の申請をした場合について準用する。

（調停）

第七十四条の八　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十九条から第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の七第一項」と、同法第二十条中「関係当事者と同一の事業場に雇用される労働者」とあるのは「障害者の医療に関する専門的知識を有する者」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の七第一項」と読み替えるものとする。